

台東区 令和9年度 保育利用のご案内



認可保育園等のご案内

1. 4月入園・転園申請期間について ※台東区外の方はP. 21もご覧ください

(1) 一次調整

◎対象：令和9年4月からの入園を希望される方

※4月入園については、出生前申請ができます。（P. 17参照）

※医療的ケアが必要なお子さまの入園申請については、お早めにご相談ください（P. 19参照）

	窓口申請	電子・郵送申請
受付開始	令和8年10月 1日（木）	
受付終了	令和8年11月27日（金）	令和8年11月13日（金） 必着
不足書類の提出期限	令和8年11月27日（金） 必着 ----- 就労証明書/産休・育休復帰確認書/受託証明書のみ 令和8年12月4日（金） 必着	
希望園の追加・変更	令和8年12月4日（金）	
利用調整結果のお知らせ	令和9年2月2日（火） 発送予定 ※利用可・不可いずれかの通知書を申請された方全員に送付します。	

(2) 二次調整（一次調整の結果、定員に満たない園が選考の対象）

◎対象：一次調整で申請をしなかった方又は一次調整で内定しなかった方

（一次調整の不足書類の提出期限の翌日以降に不足書類が揃った場合を含む）

※一次調整で内定しなかった方は自動的に二次調整の対象となります。

※医療的ケアの必要なお子さまは、二次調整の対象外となります。

※きょうだい同時申請で、一次調整においていずれかのお子さまがすでに内定している場合、その他のお子さまは二次調整の対象外となります。

	窓口申請	電子・郵送申請
受付開始	令和8年11月30日（月）	
受付終了	令和9年2月12日（金）	令和9年1月29日（金） 必着
不足書類の提出期限 希望園の追加・変更	令和9年2月12日（金） 必着	
利用調整結果のお知らせ	令和9年2月下旬 ※内定した方には電話連絡し、2次調整に新規申請した方には利用不可の通知書をお送りします。それ以外の方への連絡はありません。	

保育園に係る電子申請はこちら



この冊子及び保育園申請時の必要書類の
ダウンロードはこちら



2. 令和9年4月以外の入園・転園申請について

入園申請締切一覧表

※毎年3月入園はありません。

入園希望月	申請締切日（窓口）	申請締切日（郵送・電子）	利用調整結果公表日
令和8年 11月入園	10月13日（火）	10月 6日（火）	10月20日頃
12月入園	11月10日（火）	11月 2日（月）	11月20日頃
令和9年 1月入園	11月27日（金）	11月13日（金）	12月20日頃
2月入園	11月27日（金）	11月13日（金）	12月20日頃
4月入園	表紙参照	表紙参照	表紙参照
5月入園	4月12日（月）	4月 5日（月）	入園希望月の前月20日頃を予定しています。 内定した方には電話で連絡いたします。 （例）5月入園は 4月20日頃
6月入園	5月10日（月）	4月30日（金）	
7月入園	6月10日（木）	6月 3日（木）	
8月入園	7月12日（月）	7月 5日（月）	
9月入園	8月10日（火）	8月 3日（火）	
10月入園	9月10日（金）	9月 3日（金）	
11月入園	10月12日（火）	10月 5日（火）	
12月入園	11月10日（水）	11月 2日（火）	
令和10年 1月入園	11月26日（金）	11月12日（金）	12月20日頃
2月入園	11月26日（金）	11月12日（金）	12月20日頃

※申請は、申請を行った月（郵送の場合は到着月）から1年間有効です。1年以内に内定せず、継続して入園を希望する場合は、再申請が必要です。（例：令和8年11月10日に申請を行った場合、令和9年11月入園まで有効。令和9年11月入園までに内定しなかった場合、令和9年12月入園から再申請が必要。）

※「4月入園の出生前申請」を除き、お子さまが生まれてから申請してください。

※入園調整の結果、入所が内定しない場合には初めの入園希望月のみ「利用調整結果通知書（利用不可）」を送付します。2か月目以降に通知が必要な場合は、申請時にお申し出いただくか、電子申請をお願いします。

（P.15参照）

（4月入園の一次調整のみ、内定の有無に関わらず申請された方全員に結果を文書で通知します。）

○令和9年度 クラス編成表

クラス	生年月日
0歳児	令和8年4月2日 ～ 園により開始月齢が異なる (2026年) (右記「受入開始月齢表」参照)
1歳児	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日 (2025年) (2026年)
2歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日 (2024年) (2025年)
3歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日 (2023年) (2024年)
4歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日 (2022年) (2023年)
5歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日 (2021年) (2022年)

○令和9年4月入園の0歳児受入開始月齢表

受入月齢	生年月日
産休明 (生後57日以上)	令和9年2月3日までに 生まれたお子さま
3か月以上	令和9年1月1日までに 生まれたお子さま
6か月以上	令和8年10月1日までに 生まれたお子さま
8か月以上	令和8年8月1日までに 生まれたお子さま
9か月以上	令和8年7月1日までに 生まれたお子さま

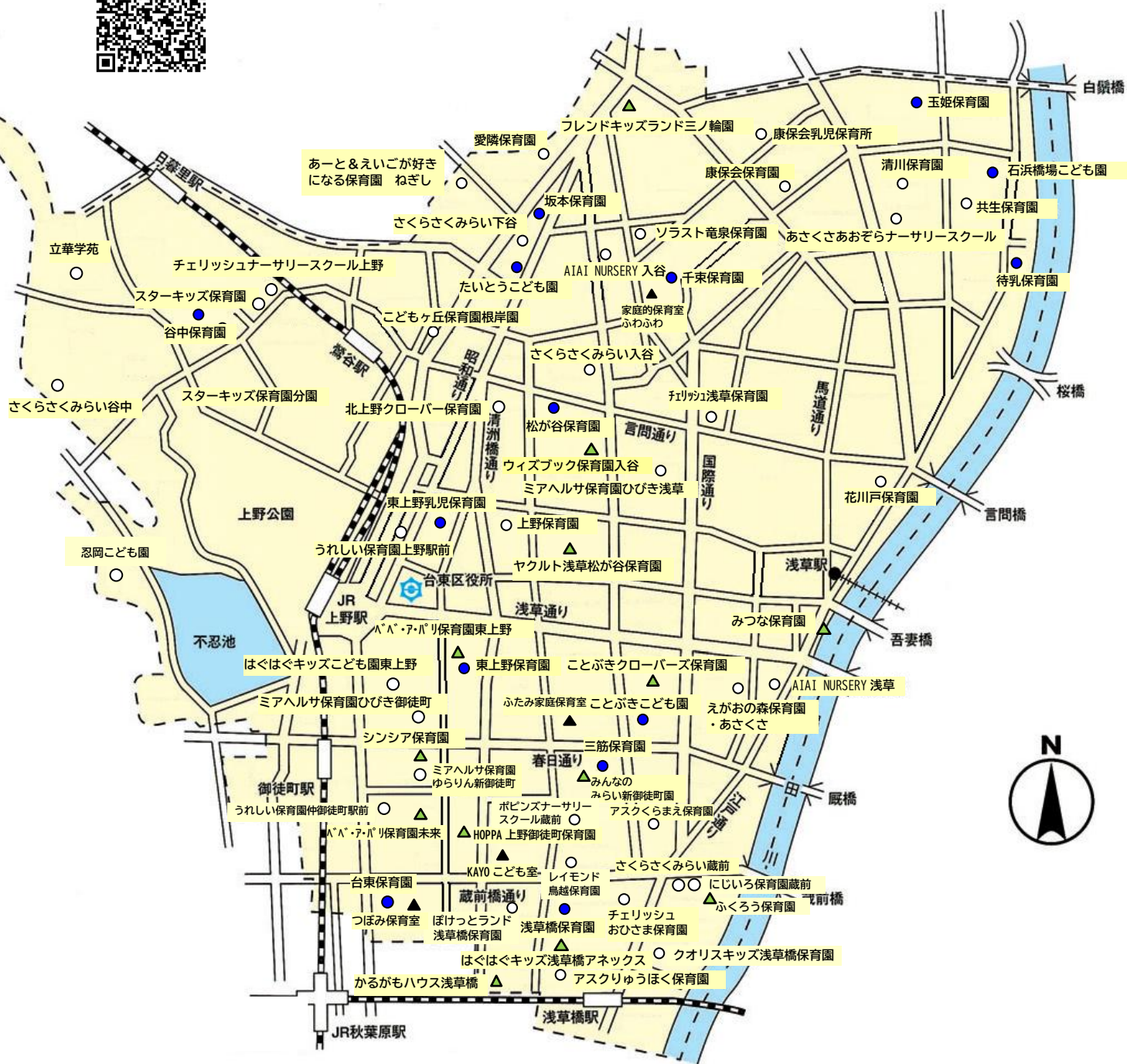
※クラス年齢は令和9年4月1日現在の年齢。申請時点で上記のクラス年齢に達していても、基準日（4月1日）のクラスに入園となります。

も く じ

認可保育園等のご案内	表紙
1. 4月入園・転園申請期間について	表紙
2. 令和9年4月以外の入園・転園申請について	1
令和9年度 クラス編成表・4月入園の0歳児受入れ開始月齢表	1
3. 認可保育園・こども園等 案内図	3
4. 認可保育園・こども園等 一覧	4
5. 保育の必要性について	9
6. 保育の必要性の認定について	9
7. 保育必要量の認定について	10
8. 申請から入園までの流れ	11
9. 申請方法（窓口・電子・郵送）	12
10. 入園申請時の必要書類等	14
11. 入園申請における注意事項	15
12. 内定辞退・申請取下げについて	16
13. 転園の申請について	16
14. 4月入園の出生前申請について	17
15. 特別な支援が必要なお子さまの入園申請	19
16. 区外の方が台東区内の認可保育園を希望する場合	21
17. 台東区外の認可保育園の申請について	22
18. 台東区保育所入所基準	23
19. 産休・育休明けの入所予約事業について	26
20. 延長保育について	27
21. 保育料について	29
22. 保育園での生活について	31
在園中の手続き等について	32
1. 長期間お休みする場合（保育停止）	32
2. 区外に転出するときは	32
3. 退園について	32
4. 認定基準の確認について	32
認証保育所について	34
1. 認証保育所とは	34
2. 台東区内の認証保育所	34
台東区の保育施設の無償化について	35
1. 無償化の内容	35
2. 保育の必要性の認定	36
3. 手続き等	36
その他の保育サービス等について	37
1. あずかりすくすくサポート	37
2. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	38
3. 病児・病後児保育	39
よくある質問	40
問合せ先一覧	43

3. 認可保育園・こども園等 案内図

各園のご紹介



< マークについて >

- . . . 区立認可保育園・こども園
- . . . 私立認可保育園・こども園
- ▲ . . . 地域型保育事業（小規模保育所A型・事業所内保育所）
- ▲ . . . 地域型保育事業（家庭的保育事業）

4. 認可保育園・こども園等 一覧

◎「★」のついている保育園・こども園は、「産休・育休明けの入所予約事業（P.26）」の対象となる園です。

◎各園の事前の見学をおすすめします。慣れ（慣らし）保育の期間、保育の特色、延長保育の対象年齢・料金等が、各園によって異なる場合があります（見学の申込は各園に直接お願いします。私立園については、必ず見学やお問い合わせなどにより、詳細な決まりごと等についての説明を受けてください。区立園で運営が「区」以外の場合についても同様です。）。

◎こども園とは、幼稚園と保育園の子育て支援機能を合わせた施設です。

◎原則、1歳児クラスからの園では離乳食・ミルクの提供はありません。

<区立認可保育園・こども園>

設置	No.	保育園・こども園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
								短時間保育時間	
区立	1	さかもと ★坂本保育園	区	下谷 3-11-2	3873-4287	6か月以上	121	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	2	たまひめ 玉姫保育園	区	清川 2-22-16	3872-5364	1歳児クラス以上	85	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	3	やなか ★谷中保育園	区	上野桜木 2-16-10	3828-3223	産休明以上	76	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	4	せんぞく ★千束保育園	区	千束 3-20-6	3874-1713	6か月以上	98	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	5	あさくさばし ★浅草橋保育園	区	浅草橋 2-23-5	3866-0321	産休明以上	117	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	6	たいとう ★台東保育園	区	台東 1-11-10	3832-6743	6か月以上	85	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	7	みすじ 三筋保育園（※1）	区	三筋 2-16-4	3866-2413	1歳児クラス以上	67	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	8	まつち ★待乳保育園	区	今戸 2-26-12	3873-4150	6か月以上	96	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	9	ひがしうえの ★東上野保育園	区	東上野 2-25-12	3833-9810	6か月以上	110	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	10	まつがや 松が谷保育園	区	松が谷 4-15-11	3843-0853	1歳児クラス以上	74	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	11	ひがしうえのにゆうじ 東上野乳児保育園	社	東上野 4-22-3	3844-3577	産休明～2歳児クラス	60	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	12	いしはまはしば 石浜橋場こども園（※2）	区	橋場 1-35-1	3873-6887	1歳児クラス以上	73	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	13	★ことぶきこども園	非	寿 1-10-9	3841-4719	産休明以上	133	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	14	★たいとうこども園	社	下谷 3-1-12	3876-3401	産休明以上	81	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15

【運営】区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

※1 三筋保育園は、改築のため、現施設の解体工事を令和10年度より実施する予定です。

工事完了までの間は、台東小島ビル（台東区小島一丁目5番）へ仮移転します。

※2 石浜橋場こども園は、令和11年度以降に大規模改修工事を予定しています。工期・仮移転先について現在調整中です。

<私立認可保育園・こども園>

設置	No.	保育園・こども園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間 短時間保育時間	延長保育時間
私立	15	あいりん 愛隣保育園	社	根岸 5-15-3	3872-4547	産休明以上	130	7:15～18:15 9:15～17:15	～20:15
	16	こうほかい 康保会保育園	社	日本堤 1-6-2	3875-0514	3 歳児クラス以上	90	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	17	きよかわ 清川保育園	個	清川 1-15-11	3872-0116	1 歳児クラス以上	70	7:30～18:30 9:00～17:00	—
	18	ともいき 共生保育園	宗	橋場 1-10-11	3873-1369	6 か月以上	87	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	19	たちばながくえん 立華学苑	社	谷中 5-4-19	3828-9255	1 歳児クラス以上	70	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00 (土曜日は除く)
	20	こうほかいにゅうじ ★康保会乳児保育所	社	日本堤 2-7-1	3875-0058	産休明～2 歳児クラス	122	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	21	はなかわど 花川戸保育園	社	花川戸 2-11-13	3844-8366	1 歳児クラス以上	70	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	22	うえの 上野保育園	社	東上野 6-20-7	3841-7545	1 歳児クラス以上	58	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	23	ミアヘルサ保育園 しんお かちまち ゆらりん新御徒町	株	台東 4-16-8 偕楽ビル新御徒町 1・2 階	5812-4028	産休明以上	70	7:30～18:30 9:00～17:00	～20:00
	24	アスクくらまえ保育園	株	蔵前 4-16-10	5822-5205	産休明以上	93	7:15～18:15 9:00～17:00	～20:15
	25	チェリッシュ浅草 保育園	株	浅草 3-11-7 ウイスタリア 1・2 階	5808-7817	産休明以上	67	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	26	ぼけっとランド あさくさばし 浅草橋保育園	学	浅草橋 5-25-10 浅草橋 1st ビル 1～3 階	5833-4511	産休明以上	90	7:30～18:30 9:00～17:00	～20:00
	27	チェリッシュナーサリ うえの ースクール上野	株	上野桜木 2-1-3	5809-0667	産休明以上	69	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	28	AIAI NURSERY いりや 入谷	株	竜泉 1-19-7 K・Kビル 1・2 階	3871-7192	産休明以上	60	7:00～18:00 9:00～17:00	～19:00
	29	はぐはぐキッズ ひがしうえの こども園東上野	株	東上野 2-13-12 M&M ビル 3 階	6884-8803	産休明以上	59	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	30	アスクりゅうほく 保育園	株	浅草橋 1-26-8	3863-8505	産休明以上	60	7:15～18:15 9:00～17:00	～20:15
	31	AIAI NURSERY あさくさ 浅草	株	駒形 1-7-11 東武浅草駒形 1・2 階	6231-7690	産休明以上	60	7:00～18:00 9:00～17:00	～19:00
	32	スターキッズ 保育園	分園 本園	上野桜木 1-4-6 エプリーア コー上野桜木 1 階	5834-2720	産休明～2 歳児クラス	50	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
				上野桜木 2-1-8 フラッツ上野桜木 1 階	5842-1746	3 歳児クラス以上		7:30～18:30 9:00～17:00	
	33	しのぶがおか 忍岡 こども園	社	池之端 2-1-22	5809-0394	産休明以上	55	7:00～18:00 9:00～17:00	～19:00
	34	あーと&えいがが好 きになる保育園 ねぎし	社	根岸 4-15-13	6458-1451	産休明以上	80	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00

<私立認可保育園・こども園(続き)>

設置	No.	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
								短時間保育時間	
私立	35	レイモンド鳥越 ^{とりごえ} 保育園	社	鳥越 2-6-2	5829-8431	産休明以上	90	7:00～18:00 8:30～16:30	～20:00
	36	ソラスト竜泉 ^{りゅうせん} 保育園	株	竜泉 3-13-4 (保育所棟)	5808-2050	産休明以上	52	7:30～18:30 9:00～17:00	～20:30
	37	ミアヘルサ保育園 ひびき浅草 ^{あさくさ}	株	西浅草 3-19-3	6231-7607	産休明～3 歳 児クラス	37	7:30～18:30 8:30～16:30	～19:30
	38	クオリスキッズ 浅草橋 ^{あさくさばし} 保育園	株	柳橋 2-5-3	6240-9201	産休明以上	60	7:30～18:30 9:00～17:00	～20:30
	39	さくらさくみらい ^{いりや} 入谷	株	入谷 2-12-2	6458-1939	産休明以上	60	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	40	えがおの森 ^{もり} 保育園・ あさくさ	株	寿 3-15-12	5811-1200	6 か月以上	60	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	41	こどもヶ丘 ^{おか} 保育園 根岸 ^{ねぎし} 園	株	根岸 3-1-10 アルス鷺谷 1 階	5808-9152	産休明以上	56	7:15～18:15 9:00～17:00	～19:15
	42	あさくさあおぞら ナーサリースクール	学	清川 1-5-10	3873-4191	産休明以上	90	7:15～18:15 8:30～16:30	～19:15
	43	チェリッシュおひさま 保育園	株	浅草橋 3-19-4	5829-5263	1 歳児クラス 以上	60	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	44	ポピンズナーサリー スクール蔵前 ^{くらまえ}	株	三筋 1-7-9	5829-3920	産休明以上	90	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	45	ミアヘルサ保育園 ひびき御徒町 ^{おかちまち}	株	東上野 1-11-11	6240-1919	産休明以上	60	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	46	さくらさくみらい ^{したや} 下谷	株	下谷 3-9-2	5808-9739	産休明以上	78	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	47	さくらさくみらい ^{くらまえ} 蔵前	株	蔵前 1-7-10	5829-8739	1 歳児クラス 以上	65	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	48	さくらさくみらい ^{やなか} 谷中	株	谷中 2-1-12	5834-7939	産休明以上	80	7:00～18:00 9:00～17:00	～20:00
	49	うれしい保育園 うえのえきまえ 上野駅前	株	上野 7-8-13	5830-1321	1 歳児クラス 以上	62	7:30～18:30 9:00～17:00	～20:30
	50	きたうえの 北上野クローバー 保育園	株	北上野 2-18-8	5830-7473	産休明以上	100	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30
	51	うれしい保育園 なかおかちまちえきまえ 仲御徒町駅前	株	台東 3-45-4	5807-7321	1 歳児クラス 以上	94	7:15～18:15 9:00～17:00	～20:15
	52	にじいろ保育園 くらまえ 蔵前	株	蔵前 1-3-25	6240-9571	1 歳児クラス 以上	60	7:15～18:15 9:00～17:00	～20:15

【運営】 区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

<地域型保育事業(小規模保育所A型)>

6人以上19人以下の少人数の単位で、主に0歳児から2歳児までのお子さまをお預かりします。

設置	No.	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間 短時間保育時間	延長保育 時間
私立	53	ウィズブック保育園 いりや 入谷	株	松が谷 4-1-3 高松ハイム 1階	6231-6719	産休明~2歳 児クラス	17	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	54	はぐはぐキッズ あさくさばし 浅草橋アネックス	株	浅草橋 2-6-4 ブルーシア浅草橋 1階	5823-4556	産休明~2歳 児クラス	15	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	55	みんなのみらい しんおかちまち 新御徒町園	株	三筋 2-17-10 バムタイガー 2階	5823-4928	産休明~2歳 児クラス	12	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	56	ベベ・ア・パリ保育園 ひがしうえの 東上野	株	東上野 3-8-7 矢口ビル 1階	5826-4421	産休明~2歳 児クラス	19	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	57	うえのおかちまち HOPPA上野御徒町 保育園	株	台東 2-21-11 レ・ベント御徒町 1階	6240-1771	産休明~2歳 児クラス	19	7:15~18:15 8:30~16:30	~19:15
	58	ふくろう保育園	株	蔵前 1-3-33 BLESS 蔵前 1階	5846-9768	産休明~2歳 児クラス	19	7:15~18:15 8:15~16:15	~19:15
	59	かるがもハウス あさくさばし 浅草橋	社	浅草橋 4-14-4 リブラン今井 1階	5823-4222	産休明~2歳 児クラス	12	7:30~18:30 8:30~16:30	~19:30
	60	フレンドキッズ みのわえん ランド三ノ輪園	株	三ノ輪 1-22- 10 岩出ビル 1階	5808-9127	産休明~2歳 児クラス	19	7:00~18:00 8:30~16:30	~19:00
	61	シンシア保育園	株	台東 4-17-2 偕楽ビル 1階	5817-8169	産休明~2歳 児クラス	19	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	62	みつな保育園	非	雷門 2-1-10 若山ビル 1階	3841-7707	1歳児クラス ~2歳児クラ ス	12	7:30~18:30 ※設定せず	~19:30
	63	ベベ・ア・パリ保育 園未来	株	台東 3-34-5 島田ビル 1階	6803-2210	1歳児クラス ~2歳児クラ ス	12	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15

【運営】区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

＜地域型保育事業(事業所内保育所)＞ ※定員数は地域枠定員数。カッコ内は利用定員。

従業員のために事業所内に設けられる保育所ですが、利用定員の一定の枠内で、地域の子ども（0～2歳児）も利用できます（台東区では小規模型の事業所内保育所のみ整備しています。）。

☆ヤクルト浅草松が谷保育園は月曜日から金曜日までの開所となり、土曜日の保育を実施しません。

設置	No.	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
								短時間保育時間	
私立	64	ヤクルト ^{あさくさまつ} 浅草松が谷 ^や 保育園	株	松が谷 2-16-3 ユ-コート松が谷 1階	3845-8960	1～2歳児クラス	14 (19)	7:30～18:30 ※設定せず	—
	65	ことぶきクローバーズ保育園	株	寿 2-3-6 松本ビル 1階	5830-3300	3か月～2歳児クラス	14 (19)	7:30～18:30 9:00～17:00	～19:30

【運営】区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

＜地域型保育事業(家庭的保育事業)＞

家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。

☆保育時間は、保育提供時間の範囲内で、8時間までとなります。

☆カッコ内の問合せ可能時間を厳守してください。また、家庭的保育事業は月曜日から金曜日までの開所となり、土曜日の保育を実施しません。

設置	No.	家庭的保育事業者	所在地	電話番号 (問合せ可能時間)	保育実施年齢	定員	保育提供時間
私立	66	ふたみ家庭保育室	元浅草 3-10-5 富川ビル 1階	090-8501-0195 (平日 8:30～17:00)	産休明～2歳児クラス	5	9:00～17:00
	67	KAYOこども室	鳥越 1-20-7	080-4186-4019 (平日 9:00～17:00)	8か月～2歳児クラス	5	8:30～17:30
	68	つぼみ保育室	台東 1-5-25 藤井ビル 1階	03-5846-8383 (指定なし)	産休明～2歳児クラス	5	8:00～18:00
	69	家庭的保育室 ふわふわ	千束 3-17-5 ミハルビル 1階	080-5544-1906 (平日 9:00～17:00)	産休明～2歳児クラス	5	9:00～17:00

「認可保育園・こども園等 一覧について」

※保育実施年齢は令和9年4月1日現在の年齢です。

※0歳児の受入開始月齢の詳細はP. 1「令和9年4月入園の0歳児受入開始月齢表」をご覧ください。

※定員は、本冊子発行時点のものであり、変更となる場合があります。

※「短時間保育時間」とは「保育短時間認定」に係る保育時間で、各施設で設定するものです。詳しくはP. 10「保育必要量の認定について」をご覧ください。

※みつな保育園、ヤクルト浅草松が谷保育園の短時間保育時間は、個々の児童ごとに8時間以内の保育時間を設定します。

※こども園は、一貫した教育保育を基に、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。3歳児からは、短時間児と長時間児が9時から14時までの時間帯に、同じクラスで幼児教育を行います。

※こども園では、PTA等に入会していただくため、会費が必要になります。また、3歳児クラス進級時に園帽子・園バッグ等を購入していただきます。

※石浜橋場こども園、ことぶきこども園、たいとうこども園では、教育費や遠足にかかる経費等を負担していただきます。

5. 保育の必要性について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業は、保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、保育を必要とする（家庭で児童を保育できない）場合に、保護者に代わって保育する施設です。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が次の事由により家庭で児童の保育ができない場合をいいます。

保育を必要とする事由とは

- ◎就労（月48時間以上、パート・夜間就労・居宅内労働等すべての就労を含む）
- ◎妊娠、出産（出産予定日から起算して前後8週間）
- ◎保護者の疾病・負傷・障害・指定難病
- ◎同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ◎災害復旧
- ◎求職活動（起業準備を含む）
- ◎就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ◎虐待やDVのおそれがあること
- ◎育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること※
- ◎その他、上記に類する状態として区が認める場合

これらの事由が常態となっているとき、「保育が必要である」とみなされます。

※育児休業中は、上のお子さまをお産まれになったお子さまとともに自宅で保育することが可能であるため、原則、保育園は利用できません。例外として、お子さまの環境の変化が好ましくないと考えられる場合、引き続き保育園を利用することができます。そのため、環境の変化にあたる保育園の転園申請は認められません。

6. 保育の必要性の認定について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業を利用するには、お子さま一人ひとりに対して区による保育の必要性の認定が必要になります。認定の区分は3種類あり、認可保育園等を利用するには、2号認定又は3号認定が必要になります。

○教育・保育給付認定

認定区分	認定条件	主な利用施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性なし	幼稚園 こども園（短時間）
2号認定	満3歳以上で保育の必要性あり	認可保育園 こども園（長時間）
3号認定	0歳～2歳で保育の必要性あり	認可保育園 こども園（長時間） 地域型保育事業

7. 保育必要量の認定について

2号認定及び3号認定は、「保育を必要とする事由」（保護者のいずれもが就労している、同居のご家族を介護している等。）から決定される「保育の必要量」により、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つの区分のいずれかに認定されます。

例えば、保護者のいずれもが就労している場合は、以下のとおりとなります。

（例）

認定区分	保育時間数（保育の必要量）	認定の基準（就労時間）
保育標準時間認定	1日あたり11時間まで	保護者のいずれもが月120時間以上の就労
保育短時間認定	1日あたり8時間まで	保護者のいずれも又はいずれかが月48時間以上120時間未満の就労

※保育の必要量は、基本的に保護者の就労時間等により認定します。買い物や保護者の食事、夕食の準備等は含まれません。また、お預かりできるのは、「就労証明書」等に記載された勤務等のある日のみです。冠婚葬祭、きょうだいの学校の行事等、その他の理由では基本的にお預かりできません。

※雇用形態（正社員、パート等）による違いはありません。

※実際の預かり時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さまの状況等を踏まえて、各保育園が決定します。

※保育標準時間認定となるお子さまは、保育短時間認定を希望することができます。ただし、保育短時間認定となるお子さまは保育標準時間の認定を希望することはできません。

※保育施設の利用が内定した後、保護者の勤務状況等が変更になると、認定の「変更申請書」の提出が必要な場合があります。その際は就労証明書等、保育の必要性を証明する書類も必要です。

<保育短時間と認定された場合>

保育短時間認定の場合、保育を利用する時間帯により延長保育料を支払っていただく場合があります（延長保育の詳細はP. 27参照）。

延長保育料が発生する例

☆施設が設定した短時間保育時間が9:00～17:00の場合



8. 申請から入園までの流れ

入園申請・保育の必要性の認定申請（書類提出締切日は表紙～P. 1を参照ください）

必要書類一式を揃え、台東区役所保育課へ電子・郵送申請（締切日必着）又は直接ご提出下さい。
FAX及びメールによる受付は行っていません。

調 査

提出された書類を確認し、不明な点については電話や訪問等の調査を行います。
※申請内容や就労証明書等の証明内容に虚偽があった場合には利用調整の対象となりません。

保育の必要性の認定

保育の必要性の認定を行います。利用調整に先立って、保護者に認定証を交付します。
※認定を受けても、希望者多数のため入園できない場合があります。

利用調整（4月入園：12月中旬～1月下旬 年度途中入園：前月15日頃）

「台東区保育所入所基準(P.23・24)」を基に、保育の必要性を指数化し、指数の高い方（保育の必要性の高い方）から順に、入園内定者を決定します（先着順や抽選ではありません）。

利用調整結果通知（内定）

（4月入園：2月2日頃 年度途中入園：前月20日頃）
調整の結果、施設への入所が内定した方には、電話連絡します。なお、4月1次調整の入園内定者には電話ではなく「利用調整結果通知書」に、面接と健康診断の日程を同封してお送りします。

内定しなかった場合

調整の結果、入園できなかった方には、「利用調整結果通知書（不可）」をお送りします（原則4月1次調整及び最初の入園調整月のみ）。

面接・健康診断

（4月入園：3月上旬 年度途中入園：前月末）
内定した保育園等で面接・健康診断を行ないます。（園より事前に日程調整の電話連絡があります。）
なお、面接・健康診断の結果、集団保育が困難であると判断された時は、入園できない場合があります。

申請は、申請を行った月（郵送の場合は到着月）から1年間有効です。1年以内に内定が出ず、継続して入園を希望する場合は、再申請が必要です。

※入所前月の末日までに面接、健康診断を受けられない場合は、原則内定取消となります。

入園（4月入園：4月1日～ 年度途中入園：当月1日～）

入園後、お子さまの集団生活への適応等を目的として慣れ（慣らし）保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。

※入園月に一度も通園しない（できない）場合は、事実が判明した時点で内定取り消し、又は退園となります。

保育の必要性の確認

入園後においても、必要に応じて保護者が保育できない状況について確認します。
※必要な書類は内定後に個別にご案内します。

※就労先が見つからない場合や、入園月の翌月1日までに職場復帰していない場合等、保育の必要な状況に該当しない場合は退園となります。

9. 申請方法（窓口・電子・郵送）

- ・書類提出締切日は表紙～P. 1 をご参照ください
- ・必要書類等はP. 14 をご参照ください

① 窓口申請

【受付窓口】台東区役所6階③番窓口 保育課

◎窓口予約

4月入園申請受付期間中、窓口は大変混雑します。

窓口でお待たせしないよう、下記の期間申請受付のご予約を承ります。

○窓口予約期間：令和8年10月9日（金）～11月6日（金）

○予約可能時間：午前の部 9：00～12：00

午後の部 13：00～17：00

（午前の部・午後の部ともに30分刻み、
1世帯30分まで）

○予約受付開始：令和8年10月1日（木）8：30から

○予約方法：右の二次元コードより申請してください。

※電子申請ができない場合は保育課までお電話ください。



※10月15日（木）、10月16日（金）は予約できません。

※4月入園以外の申請も予約可能です。

※予約していなくても申請は可能です。ただし、予約されている方が優先となりますので、お待ちいただく場合がございます。

※ご予約当日は、申請書類を全てご記入の上、お越しください。

※入園申請の方のみの予約となります。ご相談等のご予約はできません。

※上記以外の期間は窓口予約を受け付けていません。区役所の開庁時間に直接窓口にお越しください。

◎日曜開庁

以下のとおり日曜開庁を実施します。予約等はありませんので、直接上記の受付窓口にお越しください。申請の他、ご相談も可能です。

○実施日：令和8年11月8日（日）

○実施時間：8：30～17：15

② 電子申請

※申請締切が窓口申請と異なります。

○下の二次元コードから申請してください。
※フォームの注意事項を必ずご確認ください。



③ 郵送申請

※申請締切が窓口申請と異なります。

- 各入園希望月の郵送締切日必着で保育課認定・入園担当宛（P. 42 参照）に送付してください。
FAX、メールでの受付はできません。
- 書類は到着確認ができる郵送方法（書留等）でご提出ください。区は郵送事故等による書類の遅れや不着について、一切の責任を負いません。
- 「申請書類チェックリスト」を参考に不足の書類がないようにご確認ください。また、同封する書類は、A4 サイズでご準備ください。利用調整は、締切日までに提出された書類に基づき行います。
- 郵送の受付処理が完了した方から、順次「申請書類チェックリスト」を返送します（到着後1週間程度）。書類に不備や不足がある場合、「申請書類チェックリスト」と一緒にお知らせしますので、再度期限内に提出してください。

【不足書類について】

下の二次元コードからご提出ください。
※各種の申請自体はできません。
※フォームの注意事項を必ずご確認ください。



【希望園の変更について】

下の二次元コードから申請してください。
※フォームの注意事項を必ずご確認ください。
※きょうだい同時申請の方、産休・育休入所明け入所予約事業の方の希望園変更は電子申請で受付できません。電話もしくは窓口でお手続きをお願いします。



不足書類・希望園変更の締切日については窓口申請締切日と同じです。

10. 入園申請時の必要書類等（申請締切日はP.1 参照）

世帯の状況に応じて提出書類が異なります。以下をご確認いただき、書類を提出してください。

◎書類配布場所

- ・台東区役所 6階③番窓口
- ・台東区のホームページ

【トップページ > 申請書ダウンロード

> 保育課 > 保育園入園申込に関する申請書類】



右記二次元コードより
ご自身の状況に合わせた
必要書類等を
ご確認ください。



◎提出書類 ※（★）がついている書類は台東区が指定した書式をご利用ください。

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書（★）（転園申請、再申請及び区外の方が台東区内の認可保育園等を希望する場合は不要）
2. 保育所・認定こども園（長時間）・地域型保育事業利用申請書（★）
3. お子さまの健康状況申告書（★）（4月入園の出生前申請を希望する方は不要）
4. 確認票（★）
5. きょうだい同時申請条件確認書（★）（複数のお子さまの入園申請をする方のみ）
6. 申請書類チェックリスト（★）
7. 保育の必要性が確認できる書類（保護者全員分。下記【表①】参照）
8. その他、状況に応じて必要な書類（下記【表②】参照）

【表①】保育の必要性が確認できる書類

※証明書類は、提出日前3か月以内に発行されたものに限りします。

保育ができない事情		必要書類
就労している。	⇒	＊就労証明書（★） ※勤務先が複数ある場合には、全ての勤務先の分について証明書の提出が必要です。 ※直近で転職している場合には、前職分の証明書も必要になる場合があります。詳細はP.40【2】「就労証明書について」をご確認ください。
就労が内定している。		
産後休業中又は育児休業中で職場に復帰予定である。	⇒	＊就労証明書（★）
保護者が疾病・心身障害等により保育ができない。	⇒	＊保育にあたれない旨の診断書 ＊身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳など
出産を予定している。	⇒	＊出産前後の状況申告書（★） ＊出産予定のお子さまの母子健康手帳
保護者が病人や心身障害者（障害児）の介護・看護により保育ができない。	⇒	＊介護（看護）状況申告書（★） ＊介護保険被保険者証 ＊被介護（看護）者の診断書・通院や介護（看護）の状況がわかる資料
大学、専門学校等に通学している。 （職業訓練校等における職業訓練を含む）	⇒	＊在学証明書や学生証等、在学の証明となる資料 ＊時間割等、在学中のカリキュラムがわかる資料

【表②】その他、状況に応じて必要な書類

※証明書類は、提出日前3か月以内に発行されたものに限りします。

状 況	必要書類
保護者が外国籍で在留資格が「永住者」以外の方の場合	＊在留カードの写し（両面） ※在留カードで「就労できる在留資格」が確認できない場合は、「資格外活動許可書」等の就労できることが確認できる書類
お子さまを有償で認可外保育施設等に預けている場合（一時保育・緊急保育室を除く）	＊受託証明書（★）
離婚による、ひとり親家庭の場合	＊離婚届の受理証明書又は離婚の記載がある戸籍抄本（謄本）
入園希望月の前月末までに転入予定の場合	＊不動産賃貸、売買契約書の写し等
希望する保育所等に入所できない時に、育児休業の延長を許可できる場合	＊育児休業延長許可に関する確認書（★）
令和8年1月1日時点で台東区に住民登録がない場合	＊令和8年度住民税課税（非課税）証明書又は、令和8年度の住民税額がわかる書類。（令和9年9月以降に入園の場合は、令和9年度の住民税額がわかる書類）

11. 入園申請における注意事項

- ◎入園申請時の希望園は、P. 4～8の認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業から選択してください。なお、希望園の数に上限はありません。
- ◎同点で第1希望の方と第3希望の方が並んだ場合に第1希望のほうが有利といったことはありません。同点の場合にはP. 25の項目で総合的に判断します。
- ◎選考は締切までに提出された書類によって行われます。書類不備の場合は、入所調整対象外又は指数減点となります。締切後に提出された書類は、次の調整に反映します。
- ◎申請内容が事実と異なる場合は、入園の内定や決定を取り消すことがあります。
- ◎申請内容が変更になった場合には、必ずご連絡ください。なお、内定・入所後に、勤務状況の変更や出産等で家庭状況に変更等があった場合は、内定取消又は退園となることがあります。
- ◎就労を理由に上の子の申請をされている方で、内定が出た月が下の子の産休又は産後8週間にあたる場合、上の子の入園月中又は翌月1日までに職場へ復帰ができないと内定取消又は退園となります。申請時点又は内定までに妊娠が判明した場合は必ず申し出てください。
- ◎内定を辞退又は取消（自己都合を含む）になった場合、辞退・取消になった入園月の翌月から起算して6ヶ月間、調整指数が－5点となります（指数についてはP. 23・24参照）。

育児休業における注意事項

- ◎就労証明書に記載の育児休業の取得期間終了前であっても、入所が内定した場合に育児休業を短縮できるのであれば、育児休業の復帰予定日より前の月を保育所入所希望月として申請できます。
- ◎就労証明書に記載の育児休業の取得期間終了後であっても、申請者（保護者）から保育状況変更の申告がない限り、育児休業を延長しているとみなします。保育状況に変化があった場合は、入所月の申請締切までに必ず申告してください。
- ◎育児休業中で職場に復帰予定の場合、入園月の翌月1日までに同一職場に復帰することが条件です。職場復帰後には「産休・育休復帰確認書」を職場に記入してもらい、ご提出ください。
- ◎以下のような状況が判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、又は退園となります。
 - 「産休・育休復帰確認書」が提出できない。
 - 入園月の翌月1日までに復帰できない、又は復帰していない。
 - 入園日より前に復職している。
 - 育児休業を取得した勤務先と復帰時の勤務先が異なる。
 - 復帰時の所定労働日数又は所定労働時間が申請時より少なくなっている（育児短時間勤務制度の利用による勤務時間の短縮を除く。）。
 - なお、派遣社員の方の場合、同一職場復帰とは同一の派遣元への復帰を指します。

区では「育児休業給付金」に関するご案内はできません

- お手続きのための必要書類、判断基準等については、区ではお答えできません。詳細や入園申請が必要な時期については、就労先又はハローワークにお問い合わせください。
- 育児休業給付金の支給期間の延長申請には、市区町村が発行する認可保育園等に入園することができない旨の通知【利用調整結果通知書（利用不可）】（いわゆる保留通知）及び入園申請を行った時の申請書類の写しが必要とされています。入園申請が必要な時期についてはご自身で管理してください。
- 申請の有効期限は申請月から一年間です。
（窓口：申請月／郵送：到着月／電子：申請月）
有効期限が過ぎている場合は、利用調整の対象外であるため、【利用調整結果通知書（利用不可）】は発行できません。
【利用調整結果通知書（利用不可）】の発行：原則、最初の入所調整月のみです。
（4月入園1次調整の結果は入園申請が有効なすべての方に送付いたします）

有効期限内の最初の入園希望月以外の通知書が必要な場合は、
右の二次元コードより発行申請をしてください。



12. 内定辞退・申請取下げについて

(1) 手続方法

内定辞退・取下げをする場合には、
右の二次元コードから電子申請してください。
※速やかに申請してください。
※フォームの注意事項を必ずご確認ください。



- ◎ 内定を辞退した場合、辞退した入園月の翌月から起算して6か月間、調整指数が「内定辞退に関する減点－5点」となります。
例) 4月内定辞退⇒10月入園まで－5点
(取下げをし、減点期間内に再申請した場合も適用されます。)
- ◎ 内定辞退をされた月・申請取下げをした場合は【利用調整結果通知書(利用不可)】の発行はできません。
- ◎ 取下げ後に再度入所申請を希望される場合は、改めて申請書一式をご提出いただく必要があります。
- ◎ 転園の内定辞退はできません。

(2) 内定辞退後、申請を継続する場合のお願い

希望園を変更しないと、次回以降の利用調整で再度同じ保育園に内定となる場合があります。その場合、他のお子さまの利用調整に影響が出ることがあります。
申請を継続される場合は、次回の入園申請締切日までにP.13に記載の二次元コードから希望園の変更をお願いいたします。
(再度同じ園への内定となっても差し支えない場合は、希望園変更のお手続きは不要です。)

13. 転園の申請について

認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業の転園の申請方法は、新規入園の申請と同様です。必要書類や締切日は新規入園の申請方法を参考にしてください。

注意事項

- ◎ 申請時にきょうだいの育児休業中の方については、転園月までに職場復帰している必要があります。
- ◎ 申請時に認可保育園に在籍している必要があるため、令和8年12月～令和9年2月入園(内定)をされた方については令和9年4月入園の一次調整の申請はできません。
- ◎ 転園申請の場合、転園が内定すると、それまで在籍していた認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業は退園することになります。
内定を辞退しても元の園に戻ることは絶対に出来ません。
- ◎ 転園申請後に、転園の希望がなくなった場合には、速やかに申請を取り下げてください。
(申請期間中は選考の対象となり、空きが出た場合等に内定することがあります。)

14. 4月入園の出生前申請について

台東区の認可保育園では、生後56日を経過する日の翌月からお子さまをお預かりしております。
そのため、**令和9年4月入園対象**となるのは、

令和9年2月3日までに出生したお子さまです。

《申請方法》（2）の手続き忘れがないようにご注意ください。

（1）出生前申請について

提出書類

- ◎一般入園手続きに必要な書類（P. 14「入園申請時の必要書類等」をご覧ください。）
- ◎出生前保育所利用申込に係る同意書

提出期限 4月入園締切（表紙）をご参照ください。

（2）出生後の届出について

お子さまの出生後、出生届及び住民登録を済ませたうえで、以下の書類をご提出ください。
※令和9年2月4日以降に生まれた場合、5月入園の対象となります。
5月入園締切日までに出生後の届出をしてください。

提出書類

- ◎出生前保育所利用申請者用 出生後届出
- ◎お子さまの健康状況申告書（出生前申請者用）
- ◎母子健康手帳（出生届出済証明書欄に記載又は貼付のあるページ）

提出期限 令和9年2月17日（水）

次の場合は、
4月入園の内定が取消となります。

- 出生日が
令和9年2月4日以降の場合
- 期限までに出生後の必要手続きが
完了しない場合

※5月以降の利用調整についても出生後の手続きを完了していない場合は、対象外となります。

育児休業から復職予定の方へ

4月入園の場合、育児休業中であっても
4月中又は5月1日までに同一職場へ復帰を
することが条件です。
復職後に、「産休・育休復帰確認書」をご提出
ください。

※育児休業における注意事項（P. 15）を
必ずご確認ください。

次のページへ！

<こんな場合に手続きしてください>

出産予定が11/27!!
申請手続きに間に合
わないかも・・・

予定日は2/4だけど、
ひょっとしたら早く
生まれて、4月入園の
一次調整に間に合う
かな・・・

《令和8年10月1日（木）～令和8年11月27日（金）》の
期間内に【出生前申請】手続きをする。



令和9年2月3日までに生まれた場合

4月入園一次調整の対象となる。
令和9年2月17日（水）までに
【出生後の届出】をする。



令和9年2月4日以降に生まれた場合

5月入園の対象となる。
令和9年4月12日（月）までに
【出生後の届出】をする。

15. 特別な支援が必要なお子さまの入園申請

保育審査会について

集団生活の中で、特別な支援が必要なお子さまの健全な成長及び発達を促し、安心して過ごすことができるように、お子さまへの支援を目的として保育審査会を実施しています。

診断や療育手帳の有無等だけではなく、お子さまそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうかを総合的に判断します。

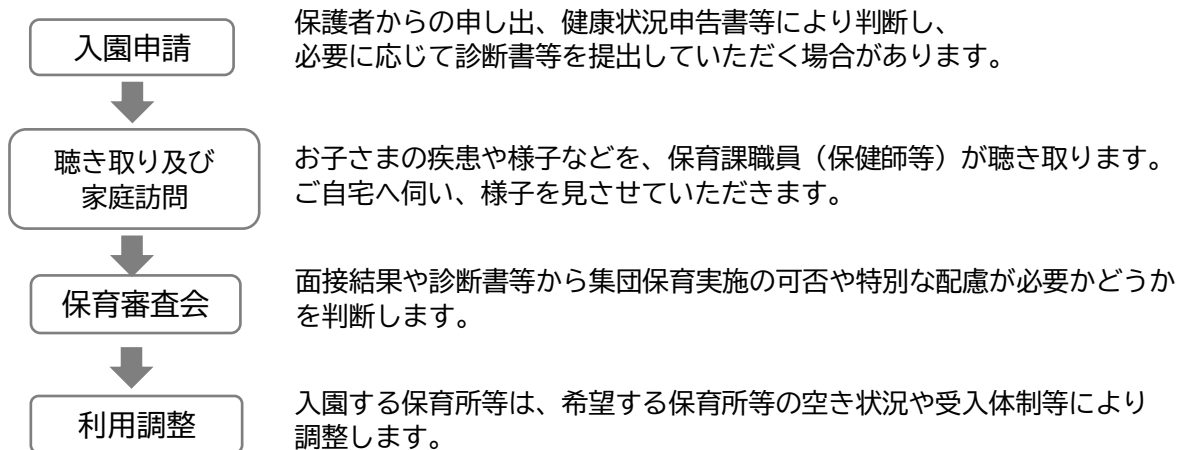
判断にあたっては、家庭訪問や保育所等でお子さまの観察を行い、医師や発達支援の専門職等の学識経験者からの意見を伺いながら、どのような支援が必要か等を総合的に検討します。

入所申請時の面談等で、お子さまが集団生活をするうえで何らかの支援や配慮を必要とする可能性があると思われる場合、保育課から保育審査会のご案内をさせていただくこともあります。

お子さまの発達状況や個性を踏まえ、健やかな育ちを支えるためにもご理解くださいますようお願い申し上げます。

障害がある、もしくは配慮が必要なお子さまの入園申請

心身に障害のあるお子さまや、心身の発達状況から配慮を必要とするお子さまの入園申請は次の流れとなります。



※入園までの調整に時間がかかります。お早めにご相談ください。

※保育審査会及び利用調整の結果、入園できない場合があります。

※保育時間については、お子さまの発達過程や障害の状態、受入れ先保育所等の状況を踏まえながら決定します。

※施設環境等を確認していただくため、申請前に希望する保育所等への見学やお問い合わせを推奨します。

医療的ケアの必要なお子さまの入園申請

日常的に医療的ケア（※）が必要で、集団保育が可能とされたお子さまを保育します。

保育所等には看護師が常駐し、医療的ケアを実施します。

※医療的ケアとは、「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」をいいます。

1. 対象となるお子さま

- 該当年度の4月1日時点で、1歳の誕生日を迎えている台東区内在住のお子さま。
- 保育が必要で、主治医により集団保育が可能であると認められていること。
- 家庭での生活において、状態が安定していること。
- 医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子さまに定着していること。
- その医療行為によって状態の変化が起こりにくいと主治医に判断されていること。

《注意事項》

次の場合は入園することができません。

- ◇ 保育審査会において、集団保育が困難等と判断された場合
- ◇ 日常的に他のお子さまから隔離をする必要がある場合
- ◇ 看護師による連続的な容体の観察や処置を必要とする場合

2. 実施園

- ◆ 坂本保育園 ◆ 浅草橋保育園
- ◆ 石浜橋場こども園 ◆ たいとうこども園

(お子さまの状況によって、受入れ先保育所等が限られる場合があります。)

3. 実施可能な医療的ケア

- ◆ 喀痰吸引 (口腔・鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ◆ 経管栄養 (胃ろう・腸ろう、経鼻)
- ◆ 導尿

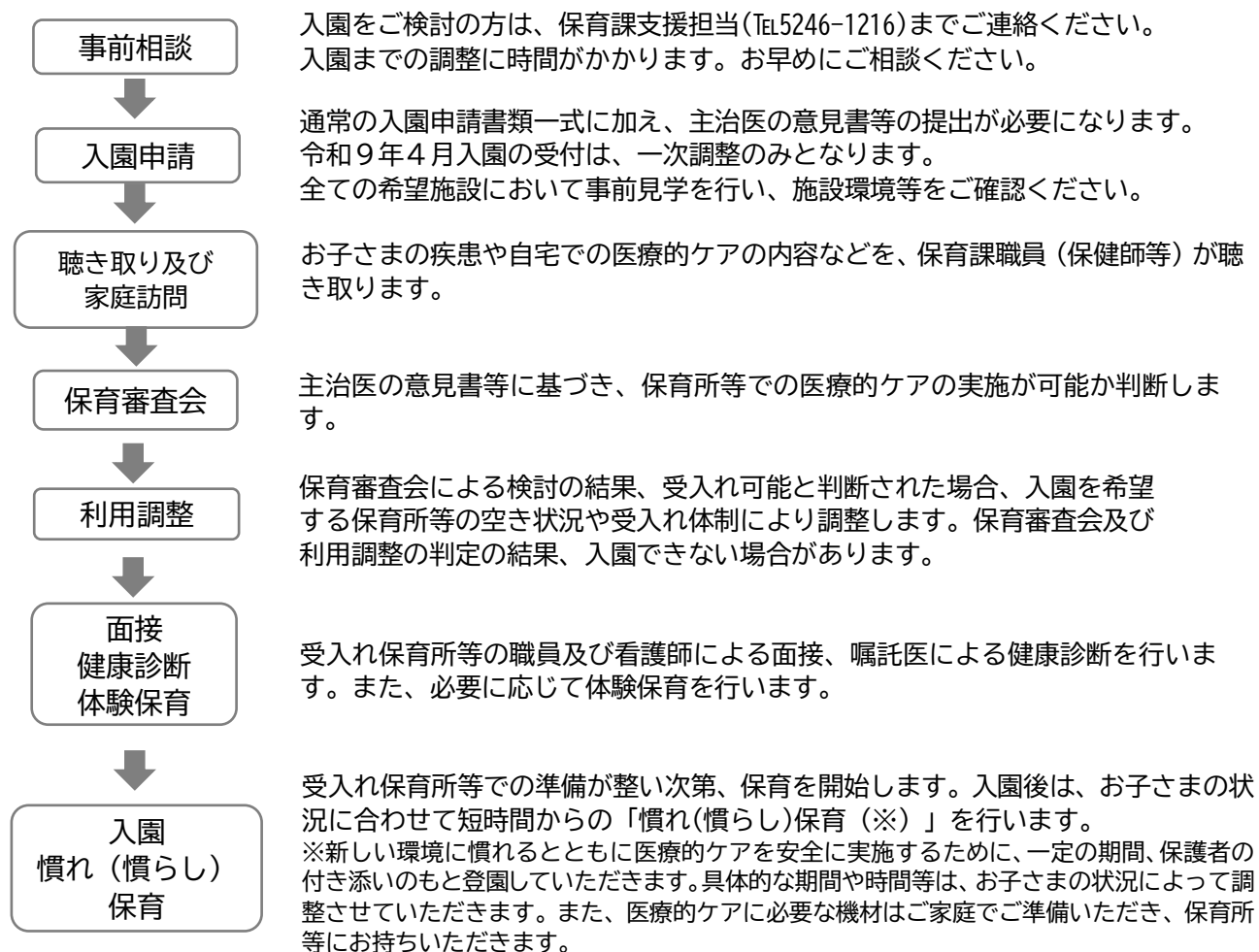
その他、主治医の意見をもとに台東区が実施可能と判断した処置

4. 保育日及び保育時間

保育日については、土曜日以外の実施保育所等の開所日とします。

保育時間については、保護者が保育を必要とする時間内で、お子さまの発達過程や障害の状態、受入れ先保育所等の状況を踏まえ決定します。

5. 入園までの流れ



注意事項

- ◎ 内定後に受けていただく面接、健康診断、体験保育等の結果により、内定を取り消すことがあります。また面接、健康診断を受けられない場合は、内定取り消しとなります。
- ◎ 申請後、お子さまにアレルギー等が判明した場合や、健康面で大きな変化があった場合は必ずご連絡ください。
- ◎ お子さまが健康に集団生活を送れるよう、別途診断書等の提出が必要になることがあります。診断書等の費用は、保護者負担になりますので、ご了承ください。

16. 区外の方が台東区内の認可保育園を希望する場合

下記【1】【2】のいずれかに該当していることが条件です。

【1】入園希望月の前月末までに台東区に転入予定であること。

申請方法：台東区に直接申請

申請締切：台東区民と同様（表紙～P. 1 参照）

申請要件：不動産賃貸、売買契約書の写し等で、①転入予定の住所、②引き渡し日、③契約者（押印要）の記載が確認できること

※区内在住者の住居へ転入する場合は、同居予定申立書（台東区書式）をご提出ください。

利用調整：台東区民と同等に行います。

※石浜橋場こども園の3～5歳クラスは申請できません。

【2】保護者のいずれかが台東区内で勤務していること。（就労内定の場合は不可）

申請方法：お住まいの自治体からの協議が必要となります。協議書は区民締切の1日前（前開庁日）までに台東区に必着となりますので、お住まいの自治体の保育園入園窓口で、締切の10営業日ほど前までには手続きを行ってください。

申請要件：「就労証明書」での確認が必要です。

利用調整：台東区民を優先します。

※台東区民と台東区に転入予定の方の利用調整が終わった後、空きが2枠以上ある場合のみ、利用調整の対象となります。

※育休明け復帰で申請をする場合、復帰月より申請が可能となります。復帰月より前の申請はできません。

（例）12月中に育休から復帰する場合、12月入園より申請が可能となります。

※申請できるのは以下の表の○のある月です。

		4月	5～9月	10～2月	3月
公立 公設民営※	0歳クラス	×		○	入所はありません
	1～5歳クラス	○			
私立	0歳クラス	×	○		
	1～5歳クラス	○			
石浜橋場こども園	1・2歳クラス	○			
	3～5歳クラス	×			
ことぶきこども園 たいとうこども園	0歳クラス	×		○	
	1～5歳クラス	○			
はぐはぐキッズこども園東上野 忍岡こども園	0歳クラス	×	○		
	1～5歳クラス	○			

※公設民営…設置主体が「台東区」で、運営が「台東区」以外の園（P.4 参照）。

その他申請時の必要書類等はP. 14「入園申請時の必要書類等」を参考にしてください。

※提出書類は必ず台東区の書式でご用意ください。

※今お住まいの自治体で認可保育園を申請、待機している方は、その待機期間がわかる書類（不承諾通知等）を提出していただくと審査の際、考慮する場合があります。

※転入予定で、入園の前月までに転入がなかった場合は、入園が内定していても取消しになります。

17. 台東区外の認可保育園の申請について

区民の方が台東区外の認可保育園を希望する場合

◎台東区からの転出を伴う申請の場合は、転出先自治体に直接申請してください。

◎勤務先自治体への申請など、転出予定がない場合は、各自治体の締切日10営業日前までに台東区役所保育課（6階③番窓口）でお手続きをしてください。

郵送での手続きをご希望の場合は、各自治体の締切日2週間前までに到着するようにしてください。必要な書類や締切日は必ず各自治体にご確認ください。

※各自治体により取り扱いが異なり、利用できない場合があります。

区外の認可保育園を継続通園する場合

台東区に転入した後も継続して区外の認可保育施設への通園を希望する場合は、台東区保育課（6階③番窓口）でお手続きをしてください。

申 請 先：台東区保育課（6階③番窓口）

受付期間：台東区に住民票を移した月中

必要書類：①子どものための教育・保育給付認定申請書
②保育所・認定こども園（長時間）・地域型保育事業利用申請書
③保育の必要性が確認できる書類（P. 14 参照）
④住民税課税（非課税）証明書（P. 14 参照）



18. 台東区保育所入所基準

選考にあたっては、基本指数及び調整指数をもとに、児童のおかれている状況、家族構成などを考慮し、総合的に判断します。原則として台東区民を優先します。

(1) 基本指数 ※保護者 1 人につき最大 20 点が加算されます。

項目	保護者の状況（保育にあたれない理由）				基本指数	
	類型	細 目				
1	就 労	①居宅外就労及び 自営の中心者	おおむね週5日以上 の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20	
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19	
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18	
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17	
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16	
			おおむね週4日以上 の就労	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	
				月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17	
				月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16	
				月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15	
				月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14	
			おおむね週3日以上 の就労	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16	
				月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	15	
				月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	14	
				月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	13	
				月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12	
			その他の就労	上記に当てはまらない1か月48時間を超える就労及び就労実績3か月未満	11	
		②自営の協力者 (居宅内)	おおむね週5日以上 の就労	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	19	
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	18	
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17	
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	16	
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	15	
			おおむね週4日以上 の就労	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17	
				月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	16	
				月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	15	
				月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	14	
				月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	13	
			おおむね週3日以上 の就労	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15	
				月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	14	
				月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	13	
				月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	12	
				月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	11	
			その他の就労	上記に当てはまらない1か月48時間を超える就労及び就労実績3か月未満	10	
		内職		内職を常態(出来高など実績のわかるものを提出)		8
		2	出 産		出産(出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の月末まで適用)	
3	保護者の疾 病、障害	障 害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳(療育手帳)1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級		20	
			身体障害者手帳3級、愛の手帳(療育手帳)4度		16	
			身体障害者手帳4級		12	
		入 院	1か月以上の入院		20	
			疾 病	常時臥床・精神性疾病・感染性疾病		20
				常時安静を要する		18
一般療養		14				
4	看 護 介 護	病院等付添	病院等付添(週4日以上)		16	
			病院等付添(週4日未満)		14	
		寝たきり高齢者、ま たは重度心身 障害 者等の介護	月20日以上	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	20	
			月16日以上	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	18	
			月12日以上	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	16	
			月20日以上	要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	18	
			月16日以上	要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	16	
			月12日以上	要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳3・4度の者を日中4時間以上在宅介護している場合	14	
自宅療養者の看護等		上記以外の要件で、看護等が必要と台東区が認める場合		10		
5	災 害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たる場合			20	
6	求職活動	就労内定	保育実施予定日から就労開始予定(要就労証明書等提出)		7	
		求職活動	求職活動、または起業準備のため外出を予定		6	
7	就 学	就学・ 技能習得	通学の場合(指数は項目1－①を準用し4減じる)		16～7	
			在宅の場合(指数は項目1－②を準用し4減じる)		15～6	
8	特 例	上記のほか、明らかに保育が必要と台東区が認める場合(指数は審査会議において決定)				

(注1) 基本指数の算定は保護者が2人のときは指数を合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に20を加えます。

(注2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち点数の高いもの一つを採用します。

(注3) 就労時間には、休憩時間を含みます。また、時短勤務等の場合でも所定労働時間で採点します。

(注4) 「自営の中心者」とは、経営者及び経営者以外で就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)を支給されている者をいいます。

(注5) 「自営の協力者」とは、上記注4にあてはまらない自営業従事者(自営業専従者、家族従業者等)をいいます。

(注6) 「感染性疾病」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2が適用されている者又は同条に該当する病状にある者若しくは児童に感染させる恐れのある者がいる場合をいいます。

(注7) 「一般療養」とは、少なくとも週1回以上の通院を必要とする病状にあって、医師から安静又はこれに近い療養を指示されている状態をいいます。

(注8) 「病院等付添」とは、自宅や病院等で看護に従事する者又は身体障害児の通学等に月12日以上の付添をする場合をいいます。

(注9) 「自宅療養」とは、自宅における軽度病人の看護等をいいます。

(注10) 「就学・技能習得」の技能習得とは、学生として学ぶことで就業に繋がる技能を習得できる講義を受講していることをいいます。

(注11) 提出書類等に整合性のない場合は、減点となる場合があります。

(2) 調整指数

調整指数は、児童の属する家庭の状況に応じて、保育の必要な状態をさらに明確にするために設けるものであり、保育所入所基準による基本指数に、必要に応じて加算又は減算するものです。

項目	条 件		指数
1	子どもの保育状況（１～１２のどれかを加算する）	認証・認可外保育所・保育ママ・ベビーシッター等、認可保育所及び地域型保育事業施設（小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等）並びに緊急保育室等以外の施設に委託（週３日昼間４時間以上）	8
2		認可保育園に在園（台東区外）	7
3		保育の必要性があるため、あずかりすくすくサポートや認可保育園の一時預かりを利用（リフレッシュ利用等を除く）	6
4		幼稚園に在園	5
5		認可保育園に在園又は地域型保育事業施設（小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等）・緊急保育室を利用（台東区内）	5
6	保護者	産休中で同一職場へ復職予定	7
7		育児休業中で同一職場へ復職予定	7
8		保護者が職場や就学先で就労又は就学中に保育	5
9		保護者が自宅で保育（求職中・就労内定）	3
10	保護者以外	知人が保育	5
11		祖父母が保育	4
12		祖父母以外の親族が保育	4
13	ひとり親世帯	(1)離婚届・死亡届等を提出後３ヶ月以内等、生活の激変を緩和する必要がある場合（転園申請は除く）	基本指数が20になるまで
		(2)上記以外のひとり親世帯（転園申請は除く）	5
	ひとり親に準ずる世帯	(3)離婚調停中で別居（要証明書類提出、転園申請は除く）	3
14	世帯の状況（該当する項目を加算、減算する）	生活保護を受給している世帯（転園申請は除く）	2
15		児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合	1～5
16		申請児童本人又は同一世帯内のきょうだいが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている	2
17		保護者のいずれかが身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１～３級の１つに該当する場合（転園申請は除く）	4
18		保護者のいずれかが身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１～３級の１つに該当する場合（転園申請は除く）	2
19		きょうだいで同一の認可保育園を希望する転園申請	4
20		きょうだい（卒園する児童を除く）が認可保育園に在園している（転園申請は除く）	4
21		保護者と同居している未就学児が３人以上いる（多子世帯）	2
22		保護者と同居している小学生以下のきょうだいがいる	1
23		きょうだい２人以上の同時申請（転園申請は除く）	1
24		多胎児の同時申請（転園申請は除く）	2
25		年齢上限のある区内の認可保育施設（認可保育園・地域型保育事業等）を卒園する台東区在住の児童で、引き続き保育が必要な場合（４月入所のみ適用）	5
26		在園している区内の認可保育施設の閉園が決定したことによる転園申請（閉園決定後に入所した児童及び卒園まで在籍可能な児童を除く）	5
27		入所申請から連続した６か月以上待機している（転園申請は除く）	2
28		生計中心者が失業（３か月以内）したことにより、就労の必要性が高い（転園申請は除く）	2
29		保護者が区内の保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所・緊急保育室・定期利用保育事業）及び幼稚園において、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・栄養士として、月１２０時間以上の就労をしている又は就労内定の場合（転園申請は除く）	2
30		祖父母がいるが、遠方、就業、病気等により保育にあたれない理由がある（不存在含む）	1
31		申請児童本人が保育審査会において医療的ケア児保育を受けることが可能であると判断された場合	15
32		基本指数が就労で算定されている場合で、就労できない在留資格（家族滞在等）で資格外活動許可書の提出のない場合（ただし、資格外活動許可書申請中であることを確認できた場合を除く）	－2
33		保育所保育料を６か月以上滞納している世帯	－15
34		保育所又は認定こども園の内定を断った場合（入所前の面接・健康診断を受けないことや申込者の自己都合による内定取消を含む）	－5

調整指数は重複可能ですが、１～１２はいずれかひとつのみ適用します。また、１３～３４の一部は重複できません（詳細は注記をご確認ください）。

（注１）項目１については、保護者が就労している等（就労内定、求職活動、育児休業中を除く）で、有償で契約し保育を必要とする時間帯に委託していることが、条件です。

（注２）項目１のベビーシッターとは、協会等に登録のある者に委託していることが条件です。

（注３）項目７の育児休業中とは、育児・介護休業法等の規定に基づくもののほか、自営業者等が育児・介護休業法に規定されている育児休業の取得可能期間（原則１歳まで。場合により１歳６か月・２歳までの延長可）において取得する育児に関する休業を含みます。

（注４）項目１３（１）については、１３（２）と比較し高い方で加点します。

（注５）項目１４～１８、２８については、入所審査月の状態で判断します。

（注６）項目１４と１５、１７と１８についてはそれぞれ重複できません。高い方で加点します。

（注７）項目１９については、きょうだいの在園する園以外を同時に申請した場合は、他の園の利用調整時は加算されません。

（注８）項目２３については、入所の意志のないきょうだいの申請は加算できません。また、３人以上の同時申請で、２人以上が転園申請でない場合は、転園申請でない子のみ加算の対象となります。例）①きょうだい３人の申請で、そのうち２人が転園申請の場合…３人とも加算対象外
②きょうだい３人の申請で、そのうち２人が転園申請でない場合…転園申請でない２人のみ加算対象

（注９）項番２６については、閉園後の事業譲渡先や受入施設等により、次の入所先が確保されている場合も除きます。

（注１０）項番２７については、内定を断った場合は対象外です。内定を断った月の翌月から起算して６か月間待機した場合、再度対象となります。

なお、本注意事項の内容は令和９年５月入所から適用し、それまでの間は令和７年１０月１日改定の本基準の方法により算定します。

（注１１）項目２９については、就労証明書と同意書の提出が必要です。

（注１２）項目３４については、辞退した入所月の翌月から起算して６か月間適用します。例）４月入所辞退…５月～１０月入所まで－５点

(3) 指数同一の場合の優先項目

利用調整においては選考指数が同一の場合、以下の優先項目等により総合的に判断します。

きょうだいが同一の保育園に在園している
生活保護受給世帯等生活が困窮していることが明らかな世帯
保護者の就労状況（勤務地、勤務時間等）
ひとり親世帯
年齢上限のある区内の認可保育施設の卒園児（4月入園のみ）
在園している区内の認可保育施設の閉園が決定したことによる転園申請（閉園決定後に入園した児童及び卒園まで在籍可能な児童を除く）
保護者どちらかが単身赴任（住居別）
多胎児
きょうだいの数
待機期間
同一年度内の入所内定で内定辞退をしていない
単園希望ではない
祖父母の状況
保護者どちらかが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている

たとえば・・・

保護者共にフルタイム勤務、現在育児休業中、1人目のお子さま、
祖父母は両方とも遠方の場合

基本指数 各保護者 20点
(計40点)

調整指数 育児休業中 7点
祖父母が保育にあたれない 1点

合

計

48点



19. 産休・育休明けの入所予約事業について

年度途中で産休・育休から職場復帰を予定されている方を対象に「産休・育休明けの入所予約事業」を実施しています。この事業では、一般入園申請の枠とは別に入園枠を確保し、当事業申請者の中から若干名の受け入れを行います。なお、申請受付はお子さまが生まれてからになります。

(1) 対象

区内在住で、保護者が「労働基準法による産後休暇」や「育児・介護休業法等による育児休業(※)」の対象となった、**0歳児クラス**のお子さま。

※自営業・フリーランスの方が休業している場合も含まれます。

(2) 受入保育園・こども園（長時間）

0歳児保育を実施している認可保育園・こども園（長時間）のうち、一部の園。

（受入保育園・こども園は、P. 4～8「保育園・こども園等一覧」に掲載しています（保育園・こども園名に「★」マークのついた園）。なお、園によって対象月齢が異なりますのでご注意ください。）。

(3) 受入予定数

各回ごとに、各認可保育園・こども園（長時間）とも**若干名**。

(4) 申請方法

入園希望月によって受付期間が異なりますので、下記の「受付期間一覧表」で確認の上、申請期限までに一般入園の手続きに準じて、申請ください。

郵送での申請をご希望の場合は、必ずP. 13【③郵送申請】を確認ください。

〈産休・育休明けの入所予約事業 受付期間一覧表〉

職場復帰月	第1回受付期間	第2回受付期間	第3回受付期間
令和9年 5月	3月5日（金） ～	対象外	対象外
令和9年 6月			
令和9年 7月	窓 口：4月9日（金） 郵送・電子：4月2日（金） 入所調整時期：5月入園調整の直前	5月6日（木） ～	対象外
令和9年 8月			
令和9年 9月	対象外	窓 口：6月9日（水） 郵送・電子：6月2日（水） 入所調整時期：7月入園調整の直前	8月4日（水） ～
令和9年 10月			
令和9年 11月		対象外	窓 口：9月9日（木） 郵送・電子：9月2日（木） 入所調整時期：10月入園調整の直前
令和9年 12月			
令和10年 1月			
令和10年 2月			

(5) 必要書類

◎産休・育休明け入所申込書

◎一般入園手続きに必要な書類（P. 14「入園申請時の必要書類等」をご覧ください。）

(6) 申請時の注意点

◎本事業の入所調整において内定した場合、それ以後の一般入園申請の入所調整は行われませんので、あらかじめご了承ください（本事業の調整が優先です。）。

◎育休復帰での申請の場合には、職場復帰月（就労証明書11に記載された復職年月日に属する月）の入園申請のみ可能です（育休取得中の入園はできません。）。

◎産休復帰での申請の場合には、お子さまが受入可能月齢に達した最初の月（生後56日目の翌月）のみ申請が可能です。

◎入園した月の翌月1日までに仕事に復帰していただくことが条件となります。その月の間に復帰できない、又は復帰していないことが判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、又は退園となります。

◎3月入園はありません。3月に復帰予定の方は、別の月に復帰できる場合のみ申請可能です。

◎入園の内定後、勤務状況の変更や区外転出、面接・健康診断等の結果により、内定が取り消されることがあります。

◎入所予約事業についても内定を辞退した場合は、通常の申請と同様に減点の対象になります。

20. 延長保育について

園の定めた標準保育時間又は短時間保育時間内で、お迎えが間に合わない方や登園時間が合わない方を対象に「延長保育」を実施しています。

延長保育の実施状況、標準保育時間・短時間保育時間についてはP. 4～8「認可保育園・こども園等 一覧」をご覧ください。

公立保育園（東上野乳児保育園、ことぶきこども園、たいとうこども園を除く。）

1. 延長保育利用までの流れ

- (1) 保育園に事前に相談
- (2) 必要書類（下記参照）を保育園に提出
- (3) 保育園から区役所に申請書類の送付
- (4) 区役所での審査
- (5) 「延長保育承諾書」の発行
- (6) 延長保育の利用開始

2. 利用可能年齢

生後6か月以上、就学前までのお子さま

3. 申請期間

1か月単位で申請できます。利用開始希望月の前月末までに申請してください。

なお、承諾は半年ごと（前期：4～9月分、後期：10～3月分）の設定しており、当該期間中は1度の申請で利用が可能です。ただし、前期、後期にまたがって利用する場合はそれぞれ申請が必要です。

4. 必要書類

- (1) 「延長保育申請書」（区の指定する様式で保育園に用意してあります。）
- (2) -1 正規の始業終業時間の関係で利用する場合
…「就労証明書」（提出済で、変更がない場合は不要）
- (2) -2 残業のため利用する場合（以下の①及び②を提出）
…①「就労証明書」（提出済で、変更がない場合は不要）
②「直近3か月分の超過勤務の実績」（タイムカード、出勤簿の写し等）
※超過勤務の実績が会社から発行されない場合は保育園にご相談ください。

5. 延長保育料

- ◎標準時間認定か短時間認定によって延長保育料が異なります。
- ◎月末に請求させていただきます。
- ◎承諾期間内は、利用の有無に関わらず延長保育料がかかります。
- ◎延長保育を辞退する場合は、前月末までに辞退届を保育園にご提出ください。
- ◎月の途中で退園しても1か月分の延長保育料がかかります。（日割り計算は行いません。）

6. その他

延長保育には利用枠があります。
各園の状況によりご利用できない場合もありますので、ご了承ください。

私立保育（こども）園・地域型保育事業（及び東上野乳児保育園、ことぶきこども園、たいとうこども園）

延長保育の申請、延長保育料の徴収は各園で行ないます。

利用を希望する場合は、各園にお問合せください。

なお、延長保育実施の有無や利用可能対象年齢が各園によって異なる場合があります。

(1) 延長保育料の支払方法【公立保育園の場合（東上野乳児保育所、ことぶきこども園、たいとうこども園は除く）】

- ◎台東区では、口座振替による支払いをお願いしています。
- ◎口座振替の手続き完了前などの場合は、「納付書」でお支払いいただきます。支払期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。
- ◎延長保育料は必ず期限までにお支払いください。延長保育料を滞納した場合には、地方税の滞納処分の例により、滞納処分を行なうことがあります。

【口座振替の手続きについて】

- ①延長保育承諾書と一緒に送付する「口座振替依頼書」に記入・押印の上、お取引先の金融機関に直接ご提出ください。「保護者控」は口座振替が開始されるまで大切に保管してください。
- ②金融機関から区に書類が送付されます（3枚つづりのうち2枚目が区役所控えです。区役所控えも金融機関から返却された場合には、お手数ですが保育課認定・入園担当までご提出ください。）。
- ◎口座の登録は児童ごとに必要です。きょうだいと同じ口座をご利用の場合でも、必ず手続きをお願いいたします。
- ◎残高不足等で延長保育料が引き落としできなかった場合には「保育料口座振替の不能のお知らせ」と併せて「納付書」をお送りします。支払期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。
- ◎転園や退園などで以前に保育料の口座登録のあったお子さまについては、引き続きその口座で振替をいたします。口座の変更などを希望する場合にはご連絡ください。

(2) 延長保育料の減額

次のようなやむを得ない事情がある場合には、延長保育料を減額することができます。なお、年度内で1事由のみ適用されます（※1）。該当すると思われる方は、ご相談ください。

- ◎その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失を生じたとき（※2）。
- ◎その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費を支出したとき（※3）。
- ◎その年に主たる稼働者が失業したとき。稼働能力のない世帯員が増えたとき。
- ◎その世帯の前3か月の平均収入額（賞与を除く）が前年の平均収入額（賞与を除く）より10分の1以上低額と認められるとき（育児休業取得に伴う収入の減額を除く）。

※1 申請理由が複数ある場合は、減額後の保育料が最も低額になる事由が適用されます。

※2 損害保険等受領額を控除します。損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例によります。

※3 保険金等で補てんされる金額を控除します。医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例によります。

21. 保育料について

保育に係る金額の決定

- ◎台東区では令和7年4月から認可保育所を利用する全児童の保育料を無償化しています。ただし延長保育料や保育施設への委託料の金額をそれぞれのご家庭の保護者の区民税所得割額等（税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額）により決定します。4月分～8月分は前年度の税額で算出し、9月分以降は当該年度の税額で再計算します。
- ◎住民税が未申告の方や、確認する証明資料の提出が期限までにない場合は、正しい算定ができないため、最高階層（D27）で決定します。
- ◎祖父母等と同居するひとり親世帯等において一定の条件を満たす場合には、延長保育料等を算定する際に、父母に加え祖父母等のうち収入が多い方の区民税所得割額を合算します。
- ◎通園送迎費、行事費等は保護者の負担となります（台東区民以外の方も含む）。
- ◎世帯収入・お子さまの人数に関わらず、全ての世帯における副食費（おかず代・おやつ代等）を区が支援し、保護者からの徴収は行いません。

★保育料表（月額）

≪認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業≫

○保育標準時間保育料表（月額）

世帯の階層区分		3歳未満		3歳		4歳以上	
階層	世帯の定義	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料
A	生活保護		0		0		0
B	区民税非課税		0		0		0
C	区民税均等割のみ		600		600		600
D 1	9,500 円未満		600		600		600
D 2	9,500 円以上 18,700 円未満		600		600		600
D 3	18,700 円以上 27,900 円未満		900		900		900
D 4	27,900 円以上 37,100 円未満		900		900		900
D 5	37,100 円以上 45,900 円未満		900		900		900
D 6	45,900 円以上 65,800 円未満		1,600		1,400		1,400
D 7	65,800 円以上 85,900 円未満		2,000		1,400		1,400
D 8	85,900 円以上 105,900 円未満		2,300		1,400		1,400
D 9	105,900 円以上 125,800 円未満		2,500		1,600		1,600
D10	125,800 円以上 148,700 円未満		2,800		1,900		1,800
D11	148,700 円以上 188,800 円未満		3,000		2,000		2,000
D12	188,800 円以上 216,200 円未満		3,300		2,100		2,000
D13	216,200 円以上 242,100 円未満	0	3,500	0	2,300	0	2,000
D14	242,100 円以上 268,200 円未満		3,700		2,400		2,100
D15	268,200 円以上 294,200 円未満		4,000		2,500		2,100
D16	294,200 円以上 320,100 円未満		4,100		2,600		2,100
D17	320,100 円以上 343,500 円未満		4,400		2,600		2,100
D18	343,500 円以上 356,500 円未満		4,500		2,600		2,100
D19	356,500 円以上 369,400 円未満		4,800		2,600		2,100
D20	369,400 円以上 434,500 円未満		5,200		2,700		2,200
D21	434,500 円以上 499,500 円未満		5,900		2,700		2,200
D22	499,500 円以上 552,900 円未満		6,600		2,700		2,200
D23	552,900 円以上 606,300 円未満		7,100		2,700		2,200
D24	606,300 円以上 659,700 円未満		7,200		2,700		2,200
D25	659,700 円以上 713,100 円未満		7,200		2,800		2,300
D26	713,100 円以上 766,500 円未満		7,300		2,800		2,300
D27	766,500 円以上		7,400		2,800		2,300

※1 年齢区分は、毎年4月1日現在の年齢です。その年度中は、同じ年齢として取り扱います。

※2 上表の延長保育料の金額は区内区立保育園の金額です。東上野乳児保育園、ことぶきこども園・たいとうこども園、区内私立保育（こども）園、区内地域型保育事業、区外の保育園の延長保育料の金額については、それぞれの園又は自治体にお尋ねください。

※3 区民税所得割額は、税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額となります。

○保育短時間保育料表（月額）

世帯の階層区分			3歳未満		3歳		4歳以上	
階層	世帯の定義		保育料	延長保育料	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料
A	生活保護			0		0		0
B	区民税非課税			0		0		0
C	区民税均等割のみ			100		100		100
D 1	区民税所得割額	9,500 円未満		100		100		100
D 2		9,500 円以上 18,700 円未満		200		100		100
D 3		18,700 円以上 27,900 円未満		400		300		300
D 4		27,900 円以上 37,100 円未満		400		400		400
D 5		37,100 円以上 45,900 円未満		500		500		500
D 6		45,900 円以上 65,800 円未満		800		600		600
D 7		65,800 円以上 85,900 円未満		1,000		700		700
D 8		85,900 円以上 105,900 円未満		1,200		800		800
D 9		105,900 円以上 125,800 円未満		1,300		900		900
D10		125,800 円以上 148,700 円未満		1,400		1,000		900
D11		148,700 円以上 188,800 円未満		1,600		1,000		1,000
D12		188,800 円以上 216,200 円未満	0	1,700	0	1,100	0	1,000
D13		216,200 円以上 242,100 円未満		1,800		1,200		1,000
D14		242,100 円以上 268,200 円未満		1,900		1,300		1,000
D15		268,200 円以上 294,200 円未満		2,000		1,300		1,100
D16		294,200 円以上 320,100 円未満		2,100		1,300		1,100
D17		320,100 円以上 343,500 円未満		2,200		1,400		1,100
D18		343,500 円以上 356,500 円未満		2,300		1,400		1,100
D19		356,500 円以上 369,400 円未満		2,400		1,400		1,100
D20		369,400 円以上 434,500 円未満		2,700		1,400		1,100
D21		434,500 円以上 499,500 円未満		3,000		1,400		1,100
D22		499,500 円以上 552,900 円未満		3,400		1,400		1,100
D23		552,900 円以上 606,300 円未満		3,600		1,400		1,100
D24		606,300 円以上 659,700 円未満		3,600		1,400		1,100
D25		659,700 円以上 713,100 円未満		3,700		1,400		1,100
D26		713,100 円以上 766,500 円未満		3,700		1,500		1,200
D27		766,500 円以上		3,700		1,500		1,200

※1 年齢区分は、毎年4月1日現在の年齢です。その年度中は、同じ年齢として取り扱います。

※2 上表の延長保育料の金額は区内区立保育園の金額です。東上野乳児保育園、ことぶきこども園・たいとうこども園、区内私立保育（こども）園、区内地域型保育事業、区外の保育園の延長保育料の金額については、それぞれの園又は自治体にお尋ねください。

※3 区民税所得割額と、税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額となります。

延長保育料や保育施設への委託料を決定するための資料（課税証明書等）として提出が必要な場合、区から連絡しますので速やかに提出してください。

22. 保育園での生活について

保育園等（認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業）は保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育する施設です。保育園等では、ご家族の協力と理解のもとに信頼関係を築きながら、お子さまをお預かりします。

台東区内の保育園等は、各園の全体的な計画に基づき、お子さまをお預かりし、保育・教育を実施しています。また、小学校との円滑な接続に向け「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」の実践も含め、公立・私立の幼稚園・保育園・こども園・小学校での共通の考えのもと、一貫した保育を実施しています。

なお、私立の保育園と地域型保育事業では、それぞれ特色のある保育を実施しています。園によって内容が異なりますので、詳細は各園に直接お問合せください。

（１）慣れ（慣らし）保育について

保育園等では、お預かりするお子さまの年齢や状況に合わせ、短時間からの慣れ（慣らし）保育をお願いしています。慣れ（慣らし）保育の期間は、お子さまの状況により、おおむね１週間～１か月程度です。特に０歳から２歳までのお子さまは環境の変化に敏感ですので、保育園等とご相談ください。



（２）健康管理について

お子さまが園で毎日元気に遊べることが保護者、各園の願いです。

しかし、園は集団生活の場であるため、どうしても病気の感染の機会が多くなります。

お子さまの体調が悪いとき（発熱、下痢、嘔吐、咳などの症状で総合的に判断します。）は、保護者に連絡をしてお迎えをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

お子さまが病気になったときの対応を考えておきましょう

お子さまが発熱したり病気になったりしても、保護者がお仕事を休めない場合があるかもしれません。そのための、親戚や友人などお子さまを世話してくれる方を探しておきましょう。

また、区では病児・病後児保育事業を実施しています。詳しくは、P. 39「病児・病後児保育」をご覧ください。

（３）与薬について

園では、原則としてお薬をお預かりできません。内服しているお薬がある場合や医療機関に受診した場合は主治医に保育園等に通っていることを伝え、お薬の飲み方について相談してください。お薬によっては、一日３回を２回に変更したり、飲む時間を変えたりすることができる場合もあるようです。

やむを得ないご事情のある場合は園や区役所にご相談ください。

（４）アレルギー食への対応について

診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、園と保護者で話し合いながらできる範囲で対応（除去など）いたします。しかし、対応できない場合は、家から代替品をお持ちいただくことになりますので、ご了承願います。

※お子さまの症状により異なりますので、各園へお問合せください。



（５）その他

お迎えにいけないときのためにP. 42「ファミリー・サポート・センター」等の利用登録もおすすめします（詳細はお電話でお問合せください。）。

在園中の手続き等について

1. 長期間お休みする場合（保育停止）

入園しているお子さまが、病気や保護者の里帰り出産などで1か月以上通園できない場合、事前に申請が必要です。

（１）申請方法

停止したい月の前月末までに「保育の実施停止申請書」をご提出ください。

（２）停止できる期間

年度内に月単位で2か月、また連続して2か月が限度です。

（例）令和9年3月～5月の停止の希望は受付できません。

※停止の有無に関わらず、3か月を越えて通園できない場合は退園となります。

※入園月に停止の利用はできません。

2. 区外に転出するときは

（１）台東区の認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に継続して通う場合

台東区から転出をした月の翌月の1日からは、転出先の住民としての在園となります。台東区民としての「退園届」を提出し、必ず転出先の保育担当課にて、「継続入園の申請」を行ってください。その年度内に限り、継続して通園が可能です。ただし、石浜橋場こども園の3～5歳児クラスは、台東区に在住していることが通園の条件となりますので、区外に転出した場合は転出した月の月末で退園となります。

※「台東区内在勤者」については、翌年度以降も継続が可能です。

年度ごとに転出先の自治体を通じて、継続の申請が必要となります。

※「台東区内在勤者」とは、保護者のいずれかの勤務地が台東区内であり、翌年度以降もその勤務先での勤務が見込まれる場合をいいます。「就労内定」の場合は含まれません。

（勤務地が台東区でなくなった場合は、その月の月末で退園となります。）

※転出先での継続手続きを行なわないと、認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に通えなくなることがあります。

（２）台東区の認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に継続して通わない場合

退園日までに「退園届」を提出してください。

また、転出先の自治体の認可保育園等に入園を希望する場合は、P.22「区民の方が台東区外の認可保育園を希望する場合」に従って手続きをしてください。

3. 退園について

退園する時は、退園日までに「退園届」を提出してください。

また、入園基準に該当しなくなった場合は、退園していただくことになります。

退園届が提出されない場合、その月以降の延長保育料を負担していただきます。

なお、延長保育料は日割りにはなりませんので、ご了承ください。

4. 認定基準の確認について

保育の認定期間が制限されている場合や、保育を必要とする理由が変わった場合などは、その状況を確認するため、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と共に以下の書類をご提出ください。

（１）求職活動事由で入園、又は在園中に求職中となった場合

⇒認定証の有効期間（90日）内に、就労を開始することを証明する「就労証明書」

その後、就労開始後4か月目に、3か月分の勤務実績を証明する「就労証明書」

（２）在園中に勤務先が変更になった場合

⇒就労開始後に、就労開始したことを証明する「就労証明書」

（３）就労内定で入園した場合

⇒就労開始後4か月目に、3か月分の勤務実績を証明する「就労証明書」

(4) 妊娠・出産で入園した場合

⇒出産後8週間が経過した月の月末で認定期間が切れることとなります。引き続き在園を希望する場合には、別の事由(育児休業は除く)での認定が必要となりますので、認定事由に応じた必要書類(「就労証明書」等)の提出をお願いいたします。(P.14表①参照)

(5) 育児休業から職場復帰予定で認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業に入園、又は在園中に育児休業から復帰する場合

⇒復帰後(入園した月の翌月1日まで)に、職場復帰を証明する「産休・育休復帰確認書」

(6) 在園中に妊娠した場合

出産予定日がわかったら、「変更届」を保育園に提出してください。

加えて、保護者の就労を事由に入園されている方は、以下の状況に応じて、該当の書類を保育園にご提出ください。就労以外の事由により入園されている方は、保育課認定・入園担当までお問い合わせください。

◎産休を取得後、職場復帰する場合

⇒復帰後、「産休・育休復帰確認書」

◎保護者のいずれかが育児休業を取得する場合

①育児休業の期間が決まったら

認定を「育休中・短時間」に変更する必要があります。

◎提出書類：「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」
「就労証明書」(育児休業期間が記載されたもの)

◎変更時期：育児休業に入る月又はその翌月

◎提出期限：認定変更する月の前月まで

「育児休業」の保育の必要の認定は「短時間」となります。すでに「短時間」認定の方も、認定事由が変更になることから、提出が必要です。

※認定変更する時期については、園とご相談ください。

※「育児休業」の認定期限は、**出産されたお子さまが2歳になる年の年度末まで**です。

※2歳児クラスまでの園、あるいは3歳児クラスまでの園を卒園後、別の保育園へ入所した場合も、出産されたお子さまが2歳になる年の年度末まで「育児休業」の認定が可能です。

②育児休業取得後、職場復帰したら

⇒復帰後、「産休・育休復帰確認書」

※認定は原則、育児休業前の状態に戻ります。元の認定に戻るのは復帰月の1日からです。

※就労以外に認定変更する必要がある場合には、以下の書類を保育園にご提出ください。

⇒「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」
保育の必要性が確認できる書類(P.14表①参照)

◎退職し求職活動する場合

⇒「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」

※「求職活動」の保育の必要量の認定は「短時間」、認定期間は原則として**90日間**です。

※「求職活動」の認定期間終了後も継続して入園するためには、認定期間終了までに就労を開始し、勤務先にて記入してもらった「就労証明書」を提出して頂く必要があります。

☆書類は各園・台東区保育課の窓口にて配布しています。
また、右の二次元コードからダウンロードできます。



認証保育所について

1. 認証保育所とは

待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応するため、東京都独自の基準により、設置された保育所です。民間企業を含む多様な事業者が、サービスを競います。

(1) 認証保育所の特色

- ① 全施設で0歳児保育を実施しています。
- ② 全施設で13時間以上の開所を義務づけています。
- ③ 入所にあたっては、保護者と認証保育所との間で直接契約を交わします。
- ④ 保育料は、決められた上限の中で、それぞれの認証保育所が、直接徴収します。

(2) 認証保育所の利用方法

利用を希望する場合は、利用者と施設（保育所）の直接契約となります。

- ① 利用を希望する認証保育所に直接連絡し、空き状況、保育料等、利用可能かどうか確認します。
- ② 希望する認証保育所で利用が可能な場合は、「重要事項説明書」に基づき、認証保育所の運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準、運営委員会等について、説明を受けます。
- ③ 認証保育所から十分な説明を受け、利用することを決めたら、保育所と利用契約を結びます。

2. 台東区内の認証保育所

令和8年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	開所時間
ソラスト浅草 あさくさ	花川戸1-15-9 パークサイド花川戸2階	5246-6455	57日～3歳児	36	7:30～20:30
ポピンズナーサリースクール こまがた 駒形	駒形1-4-7 バンダイアネックスビル2階	5830-2115	57日～5歳児	32	7:30～20:30
アスクバイリンガル保育園 あさくさばし 浅草橋	浅草橋3-19-2 富士ビル2階	5833-4835	45日～5歳児	38	7:30～20:30
ぽけっとランド雷門 かみなりもん	雷門2-15-4 雷門ハイツ2階	3841-8305	57日～2歳児	30	7:30～20:30
ぽけっとランド入谷 いりや	北上野2-29-6 パルナシウス北上野1・2階	3844-0126	57日～2歳児	30	7:30～20:30
スターキッズ谷中保育園 やなか	谷中1-2-12 メゾンティーナ根津1階	3827-5200	57日～2歳児	26	7:30～20:30
ぽけっとランド浅草タワー あさくさ	西浅草3-22-3 浅草タワー1階	5827-3431	57日～2歳児	30	7:30～20:30

※ポピンズナーサリースクール駒形は、令和9年3月31日をもって、閉園となります。

・認証保育所の入所・空き状況に関するお問合せ ⇒ 各施設に直接ご連絡ください。

・一定の要件を満たした場合、保育料負担分に対する助成制度がございます。詳細はP.35「台東区の保育施設の無償化について」をご覧ください。

認証保育所に関する詳しい情報は、
東京都福祉局のホームページでもご覧いただけます。



台東区の保育施設の無償化について

1. 無償化の内容

- ① 認可保育所およびこども園、地域型保育事業を利用する全児童の保育料を無償化しています。
- ② 台東区に届出のあった認可外保育施設（認証保育所を含む）や、居宅訪問型保育事業、一時預かり事業（あずかりすくすくサポート等）、ファミリー・サポート・センター事業、病後児保育事業は、無償化の対象です。
- ③ 認証保育所および指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設は、無償化分に加えて、「認証保育所等保育料助成」による上乗せ補助を受けられます。

※①については保育料をお支払いいただく必要はありませんが、②③については、いったん施設等へお支払いのうえで、区へ申請してください。申請を受けて、区から助成します。

【認証保育所/指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設】

歳児クラス	課税状況	無償化 【上限額】	保育料助成 【上限額】
0～2歳児クラス	課税世帯	-	80,000円
	非課税世帯	45,700円	34,300円
3～5歳児クラス	課税・非課税世帯	40,300円	36,700円

・無償化と保育料助成は合算額を助成可能です。※それぞれ申請が必要になります。

【居宅訪問型保育事業、一時預かり事業（あずかりすくすくサポート等）、ファミリー・サポート・センター事業、病後児保育事業】

歳児クラス	課税状況	無償化 【上限額】	保育料助成 【上限額】
0～2歳児クラス	課税世帯	-	-
	非課税世帯	45,700円	-
3～5歳児クラス	課税・非課税世帯	40,300円	-

【企業主導型保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書有）】

歳児クラス	課税状況	無償化 【上限額】	保育料助成 【上限額】
0～2歳児クラス	課税世帯	-	80,000円
	非課税世帯	-	34,300円
3～5歳児クラス	課税・非課税世帯	-	36,700円

・企業主導型保育施設については、施設側で標準的な利用料の金額を減額しているため、無償化による助成の対象とはなりません。保育料助成の対象となります。

2. 保育の必要性の認定

無償化、保育料助成の対象となるには、
対象の施設・事業の利用前に、区から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

これまでは、無償化のみ「保育の必要性の認定」が必要でしたが、
令和9年4月利用分に対する助成より、認証保育所等保育料助成について
も「保育の必要性の認定」が必要になります。

助成を受けようとする施設利用開始日の前月末までに認定を申請してください。

(例)令和9年4月1日利用分から助成を受けたい場合

⇒ 令和9年3月31日までに認定の申請が必要

認定はさかのぼるできません！

保育の必要性の認定は、「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」があります。

① 教育・保育給付認定：認可保育園等の利用を希望する場合に必要な認定です。

詳細はP. 9・10をご覧ください。

② 施設等利用給付認定：「教育・保育給付認定」を受けていない方で、認可外保育施設等を利用（予定）の方が、無償化の対象となるために必要な認定です。

※すでに「教育・保育給付認定」の2号認定を受けているお子さまが、利用調整の結果、認可保育園等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該お子さまに関しては施設等利用給付認定の申請は不要になります。

3. 手続き等

【申請の流れ】

- ① 区へ「保育の必要性の認定」を申請
- ② 施設等を利用、保育料を支払
- ③ 区へ助成金を申請
- ④ 区から対象者へ助成

手続き等の詳細については、下記の二次元コードからホームページをご覧ください。

【認可外保育施設等の無償化】



【認証保育所等保育料助成】



その他の保育サービス等について

1. あずかりすくすくサポート

理由を問わず台東区にお住いの児童を保護者に代わり一時的にお預かりします。
事業の詳細や手続き方法は右の二次元コードからホームページをご覧ください。



トップページ>子育て・教育>台東いきいき子育て>目的別に探す>一時預かり
>あずかりすくすくサポート

◎実施施設

	施設名	住所	電話番号
①	坂本保育園	下谷 3-11-2	3873-4287
②	東上野保育園	東上野 2-25-12	3833-9810
③	一時保育室あさくさばし	浅草橋 2-15-5	3862-0160
④	ことぶきこども園	寿 1-10-9	3841-4719
⑤	たいとうこども園	下谷 3-1-12	3876-3401
⑥	谷中子ども家庭支援センター	谷中 2-9-21	3824-5531
⑦	ほうらい子育てサポートセンター	清川 2-14-7	5824-5624

◎対 象：利用日時点で台東区に住所がある満1歳以上の児童

※保護者の里帰り出産で、区内の祖父母宅から通う場合は区外在住者も利用可

※⑦施設のみ、満6ヶ月～1歳未満も利用可（利用日、利用時間に制限有り）

※サポート1は生後8ヶ月から利用可

◎開 所 日：①～⑤の施設 月曜日から土曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く）

⑥、⑦の施設 1/1～1/3を除くすべての日

◎開所時間：9時～17時

◎利 用 料：預かりの種類により1時間150円又は300円

（その他、昼食代250円、おやつ代50円/1食は自己負担）

◎あずかりの種類 ※利用理由により利用料及び予約方法が異なります。

サポート1	保護者の出産、病気による入院、看護、介護、裁判員として刑事裁判など
サポート2	保護者の就労、通学、職業訓練、疾病、通院など
なんでもサポート	育児疲れの解消やリフレッシュなど、理由を問わない

◎利用予約方法：サポート1

⇒区役所に電話にて予約

サポート2、なんでもサポート ⇒オンライン申請にて予約

【利用にあたり注意事項】

初めてご利用される場合には利用前に面接が必要になりますので、利用希望日の10日前（土日祝を除いた日数）までの申請（予約）が必要です。

※原則本事業を初めてご利用される場合のみ面接が必要ですが、谷中子ども家庭支援センター及び、ほうらい子育てサポートセンターの初回利用時にはそれぞれ別途面接が必要です。（同様に10日前（土日祝を除いた日数）までの申請（予約）が必要）

あずかりすくすくサポートの利用に関するお問合せ

⇒ 子育て支援課子育て支援担当 TEL 5246-1228

2. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる通園制度です。

事業の詳細や手続き方法は下の二次元コードからホームページをご覧ください。



対 象：以下の要件すべてを満たす区内在住の児童

○利用日時点で0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）

○認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に在籍していない

※利用にあたっては給付認定申請を行い、認定証の交付を受ける必要があります。

利用可能時間（上限）：児童1人あたり月10時間まで

利用料金：児童1人あたり1時間300円（1時間を超える場合は30分150円）

※食事やおやつを提供がある場合、利用料金以外の費用がかかる場合があります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関するお問合せ

⇒ 子育て支援課子育て支援担当 TEL 5246-1228

3. 病児・病後児保育

(1) 居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成

お子さまが、病気やけがなどで、保育園や小学校に登園・登校することができないときに、ベビーシッター等の派遣による保育サービスを利用された保護者の方に対して、利用料の一部を助成します。

〔対象児童〕 台東区に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童

〔対象費用〕 医療機関への受診（サービスの利用前後7日以内）を伴う病気、けがなどにより利用したベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスの利用料（入会金、年会費等は対象外。ただし、これらに利用料が含まれている場合の利用料相当額は対象。）

〔助成金額〕 対象サービスの保育利用料の半額（課税状況等により全額）。ただし、児童1人当たり年間（4月1日～翌年3月31日の利用）で8万円が上限。勤務先の福利厚生等により、保育利用料に対して助成を受けている場合は、その金額を差し引いた金額の半額を助成。

〔対象事業者〕 以下のいずれかの事業者

① 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者

② 公益社団法人全国保育サービス協会が、国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者

※ この助成事業の対象となるのは、対象事業者との契約によるサービスです。事業者が認定、あっせん等をしたベビーシッター個人との契約は対象外となりますので、ご利用前に契約書等をよくご確認ください。

※ サービスの内容、利用方法等については、各事業者に直接お問合せください。

利用にあたっては、サービス内容等について十分に確認し、事業者と契約してください。

※ 加盟事業者等の確認は、各団体のホームページ（下記二次元コード）をご覧ください。

※ 助成の申請は、利用した日から1年以内に行ってください。期限を過ぎて申請した場合は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

①



②



(2) 施設型病後児保育

病気の回復期に入っているが、保育園での集団保育にまだ不安のある児童を、保護者に代わって保育します。

病後児保育は、下記の施設に区が委託し、実施しています。

施設名	住所	電話番号
ソラスト竜泉保育園 病後児保育室	竜泉3-13-3 (病後児棟)	5808-2050

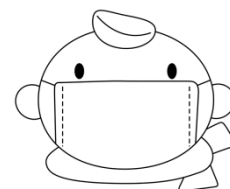
〔対象児童〕 台東区に住所を有する生後6か月から就学前までの児童

〔保育日〕 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

〔保育時間〕 8時30分から17時30分まで

〔保育料〕 1日 2,300円（昼食、おやつ代を含む）

※ 利用するには、区の事前登録が必要です。台東区ホームページをご確認ください。



【 トップページ > 子育て・教育 > 台東いきいき子育て > 目的別を探す > 一時預かり > 病後児保育について 】



病児・病後児保育の利用に関するお問合せ ⇒ 保育課給付担当 TEL 5246-1309

よくある質問

【1】入園申請全般について

	質問	回答
1	申請は早いほうが有利ですか？また、相談に多く行ったり、嘆願書を出したりしたほうが有利ですか？	申請の時期は利用調整に関係ありません。あくまでも指数の高い順に利用調整を行います。 相談の回数や、必要書類以外の書類の提出も利用調整に影響しません。
2	子どもが年度途中で誕生日を迎えます。そのときから、クラス（学年）は変わりますか？	小学校等と同様、クラス年齢は4月1日時点の年齢で決まり、1年間同じクラスの在籍となります。そのため、年度途中で誕生日を迎えた場合でも、引き続き同じクラスでの登園となります。 例：10月に1歳になっても、3月いっぱいまでは引き続き0歳クラスとなる。
3	入園申請を済ませましたが、就労状況や家庭状況が変わりました。連絡は必要ですか？	父母の状況や家庭状況等に変更があった場合には、必ずご連絡ください。書類の提出が必要な場合や指数に影響する場合があります。 入園（内定）後に変更が判明した場合には、入園（内定）を取り消すことがあります。
4	3月の入所調整はありませんが、調整指数項目27の連続6か月以上待機の方を教えてください。	4月入園で通常の入所調整を行う場合には、3月も算定期間に含まれます。（例：10月入園で申請し、内定しないまま4月入園調整の対象となった場合には10～3月を待機したものとして4月入園で2点加算されます。逆に4月入園で通常の入所調整を行わない場合には3月を算定期間には含めません。）

【2】就労証明書について

	質問	回答
1	勤務実績が3か月に満たないのですが・・・。	その場合には実績不足扱いとなり、基本指数は11点又は10点となります。3か月の実績が記載された「就労証明書」の提出をいただくと指数があがる場合があります。また、入所後には3か月の実績が記載された証明書の提出が必要です。
2	就労時間が月48時間未満です。	就労による保育園等の入園要件には、月48時間以上の就労が必要となります。そのため、それに満たない場合、指数は「就労内定」を準用します。 なお、保育園に入園した場合、月48時間以上の就労が必要で、それに満たない場合は内定の取り消し又は退園となります。
3	最近転職しました。そのため、今の仕事だと就労実績が足りません。指数は下がってしまいますか？	就労の指数は就労の常態化を確認して算出しているため、契約上の所定労働日数及び所定労働時間だけでなく、直近3か月の実績も考慮して決定します。そのため、前職の就労証明書（退職する直前3か月の実績が入ったもの）も一緒にご提出いただければ、そちらと合わせて指数を算出します。現在の職場の証明書のみだと実績不足として扱うことになるため、指数が下がります。また、前職の退職から現在の職場の就労開始までの期間が1か月以上空いている場合は、前職の実績等を考慮できません（育児休業から転職する場合も考慮不可）。
4	就労先が複数あります。	全ての勤務の証明書を提出してください。それらを合わせて指数を算出します。 （基本指数は保護者1人につき、最大20点です。）
5	就労証明書の証明日が採用年月日より前の日付です。	その場合には就労内定（基本指数：7点）の扱いとなり、「求職活動」で認定します。
6	時短勤務ですが、指数は下がりますか？	指数は所定労働時間に基づいて算出していますので、時短勤務であっても指数は下がりにません。 なお、休憩時間も労働時間を含めています。

【3】希望園の選び方について

	質問	回答
1	見学には行ったほうがいいですか？	保育園ごとに保育の特色や慣れ（慣らし）保育の期間、延長保育の実施等に違いがあります。特に私立園については大きな違いがあるので、必ず見学に行ってください。
2	希望園の変更はどうしたらできますか？ 	左の二次元コードより電子申請してください。 ※きょうだい同時申請の方、産休・育休入所明け入所予約事業の方の希望園変更は電子申請で受付できません。電話もしくは窓口でお手続きをお願いします。
3	空きのない保育園も希望することはできますか？	できます。申請の時点で埋まっていますが、利用調整までの間に退園が出て空きが生じる可能性があります。空き状況に関わらず希望園を選んでください。
4	希望園は10園までしか書けませんか？	希望園の数に上限はありません。希望があるのであれば、行きたい保育園は全て希望に書いてください。 選考は、希望している保育園に行けるかどうかの調整なので、多く希望すればするほど入園の可能性が上がることになります。
5	内定が出た後に希望園の変更はできますか？	できません。 内定を辞退すると、半年間利用指数が－5点となります。辞退することのないように希望園を選んでください。
6	2歳児クラスまでの保育園（東上野乳児保育園、康保会乳児保育所、地域型保育事業）、3歳児クラスまでの園（ミアヘルサ保育園ひびき浅草）に通う場合、卒園後自動的に別の保育園に通えますか？	自動的に別の園に入園することはできません。 3歳児（4歳児）以降も引き続き保育園の入園を希望する場合は、再度保育園の入園申請が必要です。改めて指数を算出して入園調整を行います。
7	私立の保育園に通わせたいのですが、保育料は公立よりも私立の保育園のほうが高いのですか？	基本保育料は公立・私立ともに無料です。 ただし、私立の園によっては園服や保護者会費等の実費がかかることがあります。また、延長保育についても、各園で料金等を設定しています。詳しくは各園にお問合せください。
8	転園の申請をして内定ももらいましたが、やはり今までの保育園に通いたいです。	転園申請で内定が出た場合、それまで在籍していた園に戻ることはできません。転園の希望が無くなった場合には、速やかに申請を取り下げてください。

【4】出産（予定）について

	質問	回答
1	上の子の入園申請を「就労」事由でしていましたが、下の子を妊娠したため、入園希望月が「産休中」となります。それでも入園できますか？	「就労」事由での申請であれば、入園した月に1日でも就労することが必要です。それができない場合は、認定を「出産」に変更してください。基本指数は出産事由での点数となります。「妊娠・出産」事由の場合は、産後8週間が経過した月の月末で退園となります。
2	子どもがすでに在園していますが、新たに出産の予定があります。産休・育休を取った後に職場復帰する予定ですが、上の子は引き続き保育園に預けられますか？	既に上の子が在園している場合には、下の子の育休に入った後でも、引き続き在園可能です。在園可能期間は、下の子が2歳になる年の年度末までです（例：下の子が令和8年10月生まれなら、令和11年3月末まで）。 ただし、在園中の認定は「育休」事由となり、「保育短時間」となりますので、認定変更の手続きが必要です。在園可能期間後も引き続き登園を希望するのであれば、育休から復帰する必要があります。
3	2歳児クラスまでの園、3歳児クラスまでの園を卒園する子どもの申請をしますが、出産を控えています。産休・育休を取得する予定ですが、申請は可能ですか？	申請できます。該当の保育園を卒園後、別の保育園に入所した際に、下の子の出産により育休中の方（産休中で引き続き育休を取得する方）は、下の子が2歳になる年の年度末までであれば、育休中のまま保育園に通うことができます。

MEMO

問合せ先一覧

問合せ内容	担当	電話
認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業の入所	こども家庭部 保育課認定・入園担当	03-5246-1234
認証保育所の入所	各施設に直接ご相談ください。 （P. 34をご覧ください。）	—
認証保育所等保育料助成	こども家庭部 保育課認定・入園担当	03-5246-1234
認定こども園	教育委員会 学務課こども園担当	03-5246-1414
あずかりすくすくサポート	こども家庭部 子育て支援課子育て支援担当	03-5246-1228
病児・病後児保育	こども家庭部 保育課給付担当	03-5246-1309
幼稚園（公立）の入園	教育委員会 学務課学事係	03-5246-1412
幼稚園（私立）の入園	各幼稚園に直接ご相談ください。	—
ショートステイ・トワイライトステイ	日本堤子ども家庭支援センター	03-6458-1565
ファミリー・サポート・センター	台東区社会福祉協議会 台東区ファミリー・サポート・センター	03-5828-7548

台東区こども家庭部 保育課認定・入園担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所6階③番窓口

TEL 03-5246-1234 FAX 03-5246-1289

台東区ホームページ <https://www.city.taito.lg.jp>
【 トップページ > 暮らしのガイド > 子育て・教育 > 保育・幼児教育 > 保育・託児 > 保育園 】

保育園に係る電子申請はこちら



この冊子及び保育園申請時の必要書類の
ダウンロードはこちら

